

高齢者世帯における医療・介護等を含む公租公課の状況（Ⅱ） ～政策提言を具体化した試案の効果検証～

小野 暁史

（公財）年金シニアプラン総合研究機構 審議役

（現 厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課企業年金財政分析官）

【 記 事 情 報 】

掲載誌：年金研究 No.3 pp. 1-40 ISSN 2189-969X

オンライン掲載日：2016年6月28日

掲載ホームページ：<http://www.nensoken.or.jp/nenkinkenkyu/>

論文受理日：2016年5月20日 論文採択日：2016年6月2日

要旨

高齢者世帯の公租公課には、世帯における人的構造や世帯収入額が同じでも収入構造の違いにより相対的負担水準に相当の世帯間格差があること、同一世帯類型でも世帯収入の増に伴い負担が急増するポイントがあること等、今後全体的に負担水準が上昇する中で一段と顕著となり問題となりかねない事実を小野（2016）は指摘し、これらの負担格差や非連続的变化等を抑制するための総合的・一体的な政策提言を行った。

本稿では、上記政策提言に沿った公租公課制度の具体的な試案を一つ作成した。そして、それに基づいて高齢者世帯の多様性に着目しつつ各種公租公課を一体的に世帯単位で試算し、提言の企図した効果を検証した。

その結果、試案の下では、全体的な負担水準は現行制度から大きく変わることなく、世帯類型間における負担水準格差が縮小するとともに、世帯収入増に伴う負担急増ポイントが解消されていることを確認できた。前者は、現行の「所得＋各種所得控除方式」を「実収入＋最低生活費相当額等免税方式」へ組みかえた結果、世帯における収入構造の差異による影響を限定できたからであり、後者は、収入増に伴い段階的に負担が増加する要素を排し連続的に増加するような仕組みに組みかえたからである。ちなみに、これらの組みかえにより、試案における制度の仕組みは全体として現行より大幅に簡素なものとなっている。

また、公租と社会保障給付による2重の保護を排する仕組みも取り入れ、両者が複合して過剰な保護となることを抑制する効果も確認できた。

以上から、小野（2016）が問題とした「負担の格差や非連続的な変化等」への公租公課側からの対応として、試案は一つの解であることを確認できた。

1 本稿の目的

小野（2016）は、平成26年の収入を基礎として賦課される公租公課の制度を前提に、

世帯員の年齢(59～75歳)等を基準にモデルとして設定した38種類の世帯類型について、収入の種類(公的年金又は給与)及び世帯収入5万円(60～400万円)ごとに、各種公租公課(所得税、個人住民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、被用者保険料(厚生年金保険料、健康保険料(一般、介護)))、国民年金保険料)を一体的に世帯単位で試算して、その状況を観察し、多様な高齢者世帯ごとに公租公課の現状について一定の具体的なイメージを得るとともに、公租公課の水準や変化の要因について分析した。

その結果、高齢者世帯における公租公課の絶対的負担水準はいずれの世帯類型でも高くはないものの、世帯における人的構造や世帯収入額が同じでも収入構造の違いにより相対的負担水準に相当の世帯間格差があること、同一世帯類型でも世帯収入の増に伴い負担が急増するポイント(限界負担率が100%超)があること等、今後全体的に負担水準が上昇する中で一段と顕著となり問題となりかねない現象が観察されたので、これらの負担格差や非連続的变化を抑制するための総合的・一体的な政策提言した。

本稿では、まず、上記の政策提言に沿った公租公課制度の具体的な試案を一つ作成した。そして、それに基づいて高齢者世帯の多様性に着目しつつ各種公租公課を一体的に世帯単位で試算し、提言の企図した効果を検証した。

2 「政策提言」の概要

小野(2016)は、公租公課の世帯類型間格差、及び非連続的な変化(世帯収入の増に伴い負担が急増するポイントの存在等)を引き起こす制度的要因として、以下を挙げている。

①給与所得控除・公的年金等控除等

両控除とも、必要経費の実額ではなく、一定の計算式で求めた額を控除する仕組みであるが、両控除間の計算方法の相違やそれぞれの計算方法のもつ性質により、世帯における人的構造や世帯収入額が同じでも収入構造の違いにより控除額が相違し、格差の原因となっている。特に、遺族年金や障害年金が非課税所得であることは、収入の全額が控除されるに等しく、大きな格差を生んでいる。

②個人住民税の非課税限度

①に加え、合計所得金額で定められている非課税限度額が扶養の状況により大きく変化するため、世帯非課税(世帯員全員が非課税)となる世帯収入額の最大値が、世帯の人的構造と収入構造により大きく相違し、後述の④と相まって、格差の原因となっている。

③人的控除

所得要件が存在するため、世帯における人的構造や世帯収入額が同じでも収入構造の違いにより世帯合計の人的控除額が相違し、格差の原因となっているほか、同じ世帯類型でも世帯収入額の増に伴い控除額は変化し、税額の非連続的な変化の原因となっている。

④段階的定額方式を採用している介護保険料

特に個人住民税世帯非課税から世帯課税に移行する際に保険料が急増する仕組みのため、顕著な非連続的变化を引き起こしている。

⑤いわゆる 130 万円の壁

被用者保険における被保険者の配偶者収入が年 130 万円以上になると、被扶養者ではなくなり、配偶者本人が社会保険適用となり保険料負担が発生するため、顕著な非連続的变化を引き起こしている。

このうち、⑤は社会保険の適用範囲の問題であり、本質的根源的な解決のためには労災保険の様に使用される労働者全てに適用を拡大するなどの大幅な制度改正が必要であるが、①～④は公租公課の計算の仕組みの変更で対応できる問題なので、①～④への対応として、公租公課の総合的見直しを提言している。本稿ではその提言に若干の補遺・修正を加えた（下線部分）ものを以下に示す。

なお、以下、「後期高齢者医療制度」を「後期」、「国民健康保険」を「国保」、「介護保険」を「介護」、「国民年金」を「国年」という。

[所得税・個人住民税（所得割）]

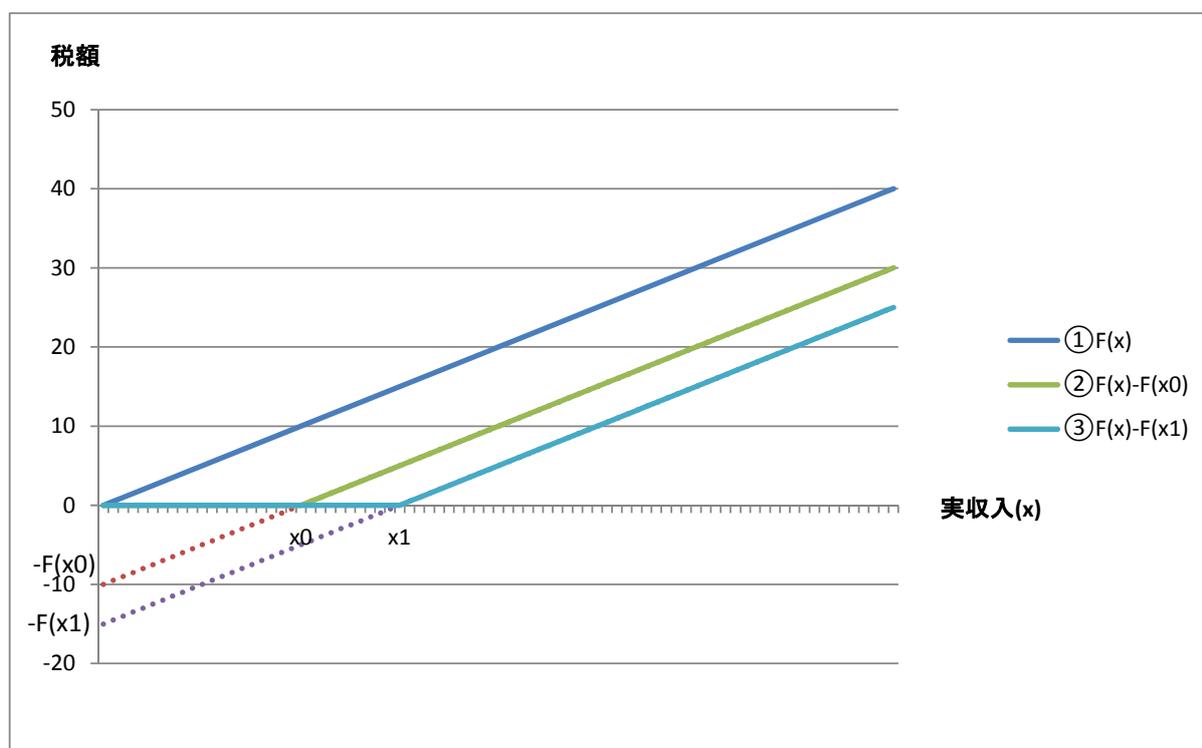
（「所得＋各種所得控除方式」から「実収入＋最低生活費相当額等免税方式」へ）

- 1 実収入 (x) はすべて原則課税対象とし、税額 (F (x)) は実収入に税率を乗じて算定
 - ・実収入＝収入－必要経費実額（税以外の公課も含む）
 - ・世帯収入額が同じでもその内訳の構造により世帯の合計所得金額が異なる原因となっている給与所得控除や公的年金等控除（租税特別措置法 § 41 の 15 の 3 による特例を含む）及び遺族・障害年金の非課税所得扱いは廃止。
- 2 ただし世帯の人的構造等に応じて算定される最低生活費相当額等 (x₀) 部分については課税を免除する
 - ・実際の税額計算は、課税額＝F (x) －F (x₀)、ただし負となる場合は 0 円、とする。
 - ・免税額 (F (x₀)) は、世帯の収入構造によらず、世帯の人的構造等のみにより決定されることになる。
 - ・最低生活費相当額等以下の実収入しかない場合は、この仕組みの結果として非課税になるので、個人住民税（所得割）の非課税措置は廃止。
 - ・最低生活費相当額については、当初の基礎年金の水準決定に用いられた基礎的消費支出の考えかたを参考にするなどして設定。例えば、80 万円（←平成 26 年度の基礎年金満額は 76.8 万円）。
 - ・なお、80 万円とすると、現行に比べればおしなべて税額が増加するので、制度の切りかえ当初は、経過的加算（所得税：23 万円、個人住民税：20 万円）を加算することも考えられる。この加算額は、単身で給与収入の場合の課税開始ポイント（所得税：103 万円、個人住民税：100 万円）を考慮したものである。ただし、あくまでも経過措置であるので、経過的加算額は毎年縮小する。
 - ・夫婦世帯の場合、配偶者の実収入が最低生活費相当額を下回る場合への配慮として、当該下回る額を家族加算として本人の最低生活費相当額に加算する（ただし、加算額には等価可処分所得の考え方に基づく上限を設定。例：最低生活費相当額が 80 万

円の場合、33万円¹から加給年金額や配偶者の第3号被保険者期間に対応する基礎年金額、振替加算を控除²したものを上限とすることとし、配偶者控除・配偶者特別控除は廃止。なお、33万円は現行の個人住民税の配偶者控除の額に等しいことなどから、比較的低い給与収入の専業主婦世帯の場合、税額はほとんど変化しない。

- 同様に、障害者への配慮として、障害年金の額が現行障害者控除の額を下回る場合は、当該下回る額を特別に経過的加算することとし、障害者控除は廃止。ただし、あくまでも経過措置であるので経過的障害者加算の上限額は毎年縮小する（障害者に必要な医療費や介護費は、現行でも医療費控除として既に配慮されている）。
- 寡婦（夫）についても、障害者の場合と同様の配慮（経過的寡婦（夫）加算）を講じて、寡婦（夫）控除は廃止。
- 現行医療費控除は廃止し、代替措置として医療費加算を新設。

図表1 「実収入+最低生活費相当額等免税方式」の概念図



注1) 本節の1～2の概念図である。

注2)

①F(x)：原則の税額

②F(x) - F(x₀)：世帯の人的構造から算定される「最低生活費相当額」等がx₀円の際の税額

③F(x) - F(x₁)：世帯の人的構造から算定される「最低生活費相当額」等がx₁円の際の税額

注3) 世帯の人的構造等、課税にあたり配慮すべき事項は「最低生活費相当額」等(x₀やx₁)として評価する。評価確定後は、定数であるF(x₀)やF(x₁)を免税することにより配慮しているため、①～③は全て平行であり、実収入(x)が変化しても世帯類型間の税額の大小関係が変わることは無い。

注4) ②も③も連続的に増加する関数であり、そのような関数を幾ら加えても連続的に増加する関数であるため、各公租公課がこの方式を採用すれば、公租公課の総額に非連続的な変化は発生しない。

【個人住民税（均等割）】

3 個人住民税（均等割）の非課税措置は廃止

¹ 等価可処分所得の考え方に基つけば、世帯収入113万円(=80+33)の夫婦世帯の生活水準は、収入80万円の単身世帯の生活水準に相当する(113÷√2=80)。

² 被扶養配偶者を有する世帯に対する、公租と社会保障給付による2重の保護を回避

- ・均等割を賦課する趣旨は、「応益性」に着目したものと一般に説明されており、そもそも居住者全員が負担すべきもの。
- ・国保・後期保険料の均等割には、軽減措置はあっても、非課税措置はない。
- ・介護保険料は、生活保護被保護者にも納付義務あり。

[被用者保険料]

- 4 「1」と同様の現行の仕組み（保険料額＝報酬×保険料率）を維持。

[国保・後期保険料（所得割）]

- 5 「1」と同様に算定
 - ・被用者保険料に準じたものにする。
 - ・ただし、現行からの変化が大きくなるので、経過措置として「2」の「最低生活費相当額」とそれに対する「経過的加算」(18万円＝98万円(单身給与収入の場合の所得割賦課開始ポイントかつ均等割が最大限軽減(7割)される上限額)－80万円(最低生活費相当額))の併用も。ただし、その場合でも経過措置であるので「経過的加算」や経過的「最低生活費相当額」は毎年縮小する。

[介護保険料]

- 6 段階的定額保険料を、国保・後期と同様の所得割＋均等割に変更
 - ・非連続的な変化のない「所得割」を導入し、「1」と同様に算定する。今後見込まれる「基準額」の上昇を踏まえると、段階的定額保険料方式では「変化」幅がさらに拡大するので、早期に変更すべき。
 - ・所得割総額と均等割総額の割合は、改正による各被保険者の保険料額の変化を最小限にするよう設定（賦課額算定方式変更の目的は非連続的な変化を抑制することであり、特定の世帯の負担を強化したり軽減することではない）。

[均等割（個人住民税・国保・後期・介護）]

- 7 個人単位の賦課を世帯単位の賦課とし、世帯主に世帯全員分の納付義務を負わせる
 - ・現行の国保の賦課方法に他を合わせるもの。
 - ・現行の後期の軽減措置や介護の低所得者に適用する保険料段階は、世帯全員の人数や所得の状況を基準としており（小野（2016）の図表1、12、29、31）、賦課単位は個人でありながら、その賦課額は世帯単位で決定されている。
 - ・現行制度では、被用者保険の被保険者の被扶養者として保険料の納付を要しなかった本人が後期被保険者となると納付義務が発生するが、本案では所得割額が発生するほどの収入が本人に無い限り、引き続き本人の支払い額は0円となる。本措置の導入を併せれば、現行の被扶養者であった者に対する軽減特例（均等割9割軽減、所得割免除）の廃止も比較的容易ではないか。
- 8 軽減措置を講ずる場合はその基礎を世帯の資力におく
 - ・均等割の「応益性」をより徹底し、軽減は真に負担力のない場合に限定する。

- ・このため、所得と世帯員数のみを基礎にするのではなく、帰属収入等も含む世帯の「資力」を軽減の基礎とする。
- ・「真に負担力のない場合」なのであれば、生活保護に介入を求め、軽減措置に代えて生活扶助費に軽減相当額を加算することも考えられる（現在でも、生活保護被保護者の場合は生活扶助費に介護保険料分が加算されている）。

3 「政策提言」に沿った試案の設定

「政策提言」の趣旨に沿って、総合的一体的に見直しを加えた具体的な公租公課制度の試案を設定するにあたり、第2節の「提言」と重複するものもあるが、以下の6点を基本方針として加えた。

- ①現行制度における各種控除のうち、必要経費の実額によるものについては試案においても引き続き同額を控除するが、実額にかかわらず一定の計算式で求めるようなものについては最低生活費相当額等として一体化し、当該額等部分を免税・賦課免除とする。
- ②試案設定にあたっては、「特例」廃止後の「現行制度」を基準に考える。
ここでの「特例」とは、特定の者に対する特別の保護であって負担格差の原因となっていたり、当面の措置であって見直しが予定されているものである。具体的には、「公的年金等控除の最低控除額等の特例」（租税特別措置法 § 15 の 3）、「後期高齢者の保険料軽減特例」（均等割 9・8.5 割軽減、所得割 5 割軽減、等、制度施行に当り、激変緩和の観点から実施されている予算措置であり、段階的な見直しが閣議決定（平成 26 年 6 月 24 日）されているもの³）、「公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例」（高齢者特別控除（15 万円）等、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）附則 § 11 に規定されているもの）、である。
- ③特定の同一者に対する公租と社会保障給付による 2 重の保護は行わない。
実際には、より有利な選択肢である社会保障給付を優先し、その保護された範囲については公租による保護は行わない。
- ④試案の税率は、単身給与収入の場合の税額が現行制度と同程度になるよう再設定する。
- ⑤試案の保険料率は、収入中立の考え方のもと再設定する。
- ⑥試案の保険料の均等割額は、現行均等割額を本則上最大限軽減したもの（介護については、最も安い第 1 段階の定額保険料）とする（応能的要素は均等割から排し、所得割に限定する）。

以上の提言及び基本方針により設定した試案の詳細（具体的な税率・料率及びその設定方法等）は、巻末の付表 1～2 を参照されたい。

³ 平成 26 年 10 月 15 日、社会保障審議会医療保険部会「療養の範囲の適正化・負担の公平の確保について」p.44

4 公租公課の試算方法とモデルとして設定した世帯類型

収入としては、平成26年中の公的年金及び給与のみとし、現行制度または試算に基づき計算される各種公租公課⁴を一体的に試算した。なお、「現行制度」の内容は、小野(2016)と同一であり、その概要は図表2のとおりである。

図表2 公租公課(現行制度)の概要一覧

賦課単位	所得税 個人	個人住民税 個人	後期 個人	国保 世帯	被用者 個人	介護 個人	国年 個人
賦課ベース	総所得金額等－各種所得控除	同左	旧ただし書き所得(＝総所得金額等－基礎控除(33万円))	各人の「旧ただし書き所得」の世帯計	標準報酬(≡給与)	本人及び世帯の住民税課税状況等による段階別の定額保険料	月15,590円 (平成27年度、本人だけでなく世帯主・配偶者の所得も低い場合など(一部)免除あり)
税(料)率	累進税率	定率	定率	定率	定率		
人頭税的要素	…	定額	定額	定額	…		
〃軽減措置等	…	本人の合計所得金額と扶養の状況により非課税	世帯計の総所得金額等と世帯人員数により軽減	世帯計の総所得金額と世帯人員数により軽減	…		

注1) 公的年金及び給与以外の収入が無い場合のもの。なお、損失の繰越控除等も無い場合は、合計所得金額＝総所得金額(等)となる。
 注2) 「各種所得控除」には、配偶者控除等、本人以外の世帯員の状況によるものが含まれている。
 注3) 「各種所得控除」の額は、所得税と個人住民税で異なることがある。
 注4) 医療保険の軽減措置は世帯員全員が同一の制度に加入している場合のもの。
 注5) 後期の場合は、所得に賦課される保険料に対しても、本人の旧ただし書き所得に応じた軽減措置がある。
 注6) 具体的な計算方法や賦課水準の考え方等の詳細については、小野(2016)を参照されたい。

また、モデルとして設定した世帯類型も小野(2016)と同じく、世帯の人的構造としては単身世帯及び夫婦世帯の2種類、収入の種類としては給与又は公的年金に限定するものの、夫婦世帯においては様々な収入構造の類型を設定したものであり、その概要は図表3の通りである。

図表3 モデルとして設定した世帯類型

世帯類型	世帯の人的構造/収入構造							備考 (年齢に伴う制度上の主な変化等)	
	単身世帯		夫婦世帯						
	①単身者	②寡婦	③本人のみに収入	④配偶者に老基(相当額の収入)	⑤夫婦間比率固定1	⑥夫婦同額	⑦夫婦間比率固定2		
年齢 (医療保険)	75歳(後期)	老齢年金	老基+遺族年金	老齢年金	老齢年金	老齢年金	老齢年金	老齢年金	配偶者控除(所得税):48万円(70歳～)/38万円(～69歳)
	65歳(国保)	老齢年金	老基+遺族年金	老齢年金	老齢年金	老齢年金	老齢年金	老齢年金	65歳から年金支給開始(本則)
	65歳(国保)	給与	…	給与	給与	給与	給与	給与	
	64歳(国保)	給与	遺族年金	給与	給与	給与	給与	給与	介護保険:2号(～64歳)/1号(65歳～)
	64歳(被用者)	給与	…	給与	給与	給与	給与	給与	
	59歳(被用者)	給与	…	給与	給与	給与	給与	給与	被扶養者認定基準:130万円(～59歳)/180万円(60歳～)

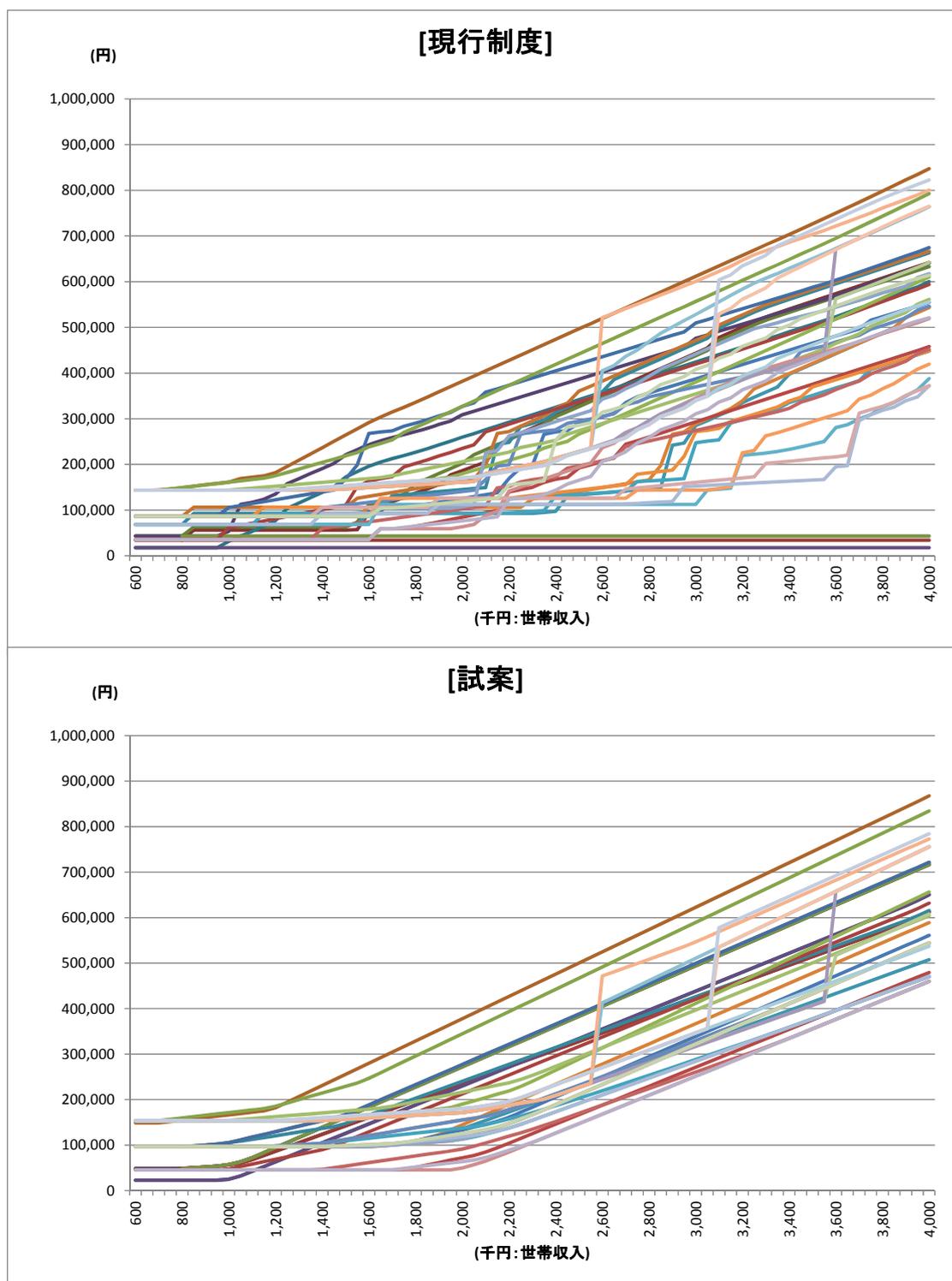
注1) 「老基」＝老齢基礎年金満額(768千円)
 注2) 「夫婦間比率固定1」:夫婦間の収入比率は「標準的な厚生年金」のもの(1848千円:768千円)で固定
 注3) 「夫婦間比率固定2」:住民税世帯非課税となる夫婦それぞれの老齢年金額の組み合わせのうち、世帯収入が最大となる場合(211万円と155万円の場合で、世帯収入は最大値366万円となる)の比率で夫婦間の収入比率を固定
 注4) 64歳と59歳の欄が結合されているのは、本試算の前提の範囲内では年齢が異なっても現行制度の公租公課に相違が無いことを示している。
 注5) 「被用者」制度加入の本人の配偶者がその収入増加のため被扶養者認定を失う3類型については、元被扶養者の移行先として被用者と国保の2通りに分けて試算している。このため、上表では35類型が表示されているが、実際に試算したのは38類型である。
 注6) その他の詳細は小野(2016)を参照されたい。

⁴ 個人住民税などは前年所得課税主義を採用しており、実際の賦課は平成27年度となるものが多い。

5 全世帯類型でみた現行制度と試案の比較

図表4は、モデルとして設定した世帯の全類型（38類型）について、現行制度または試案に基づく世帯収入毎の公租公課の額の試算結果を示したものである。

図表4 世帯収入別の公租公課額（全世帯類型）



一見して試案の方が、同一世帯収入の世帯類型間での格差は小さく、また、同一世帯類型では世帯収入の増に伴い負担が急増するポイント等の非連続的変化を示す箇所も少ないことが観察される。

後の図表7で明らかなように、試算で負担が急増するポイントがある類型は、いわゆる「130万円の壁」に係るものに限られる。「130万円の壁」は公租公課というより社会保険の適用の在り方の問題であるため、小野（2016）が問題とした「負担の格差や急増」への公租公課側からの対応としては、以上の観察結果からだけでも既に試算は一つの解になっていると言えよう。

なお、試算でも、同じ世帯収入の世帯類型間で負担額の差が残っているのは、図表4では様々な年齢の世帯員や異なる人的構造（単身世帯・夫婦世帯）の世帯が混在しているからである（適用される公租公課の制度は年齢による。また、最低生活費相当額は基本的に世帯の人的構造による。同一年齢（65歳）で適用される制度が共通の場合の状況は6節で扱っている）。

以下では、現行制度と試算の違いについて、より詳細に観察するとともに、その原因を分析する。

まず図表4において上限または下限となる類型を、現行制度と試算で比較する。上限となるのは、いずれも、概ね単身給与収入（被用者保険加入）の類型であり、世帯の人的構造や収入の種類（公的年金）等による負担軽減が最も少ない類型である。

また、下限となるのは、現行制度では、常に寡婦遺族年金の類型であるが、試算の世帯収入120万円を超える部分では、夫婦ともそれぞれに収入がある64歳で国保加入の類型となる。

この理由としては、

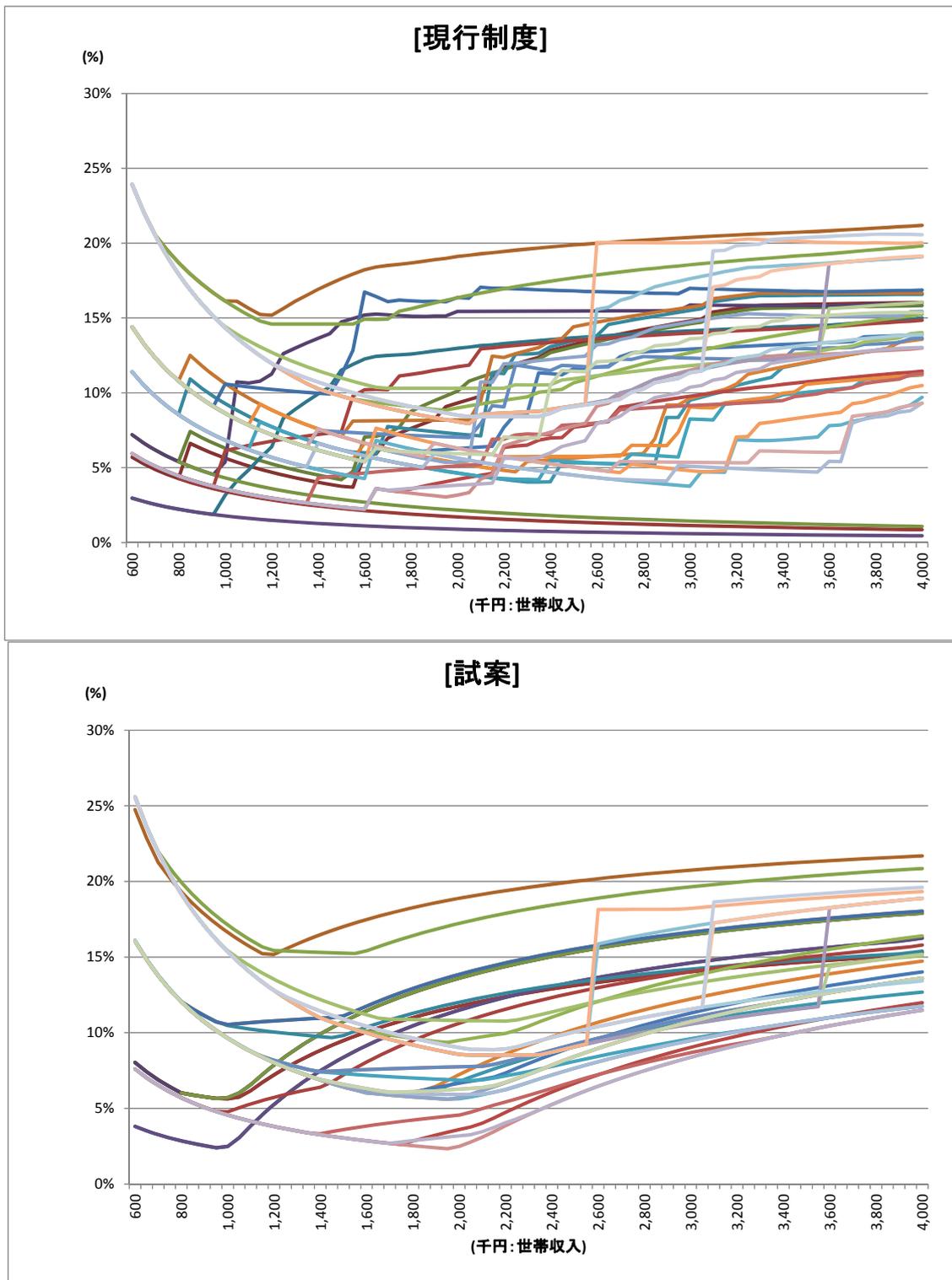
- ①寡婦遺族年金の類型の公租公課の額が、現行制度では、遺族年金が非課税所得であるため同年齢の他の世帯類型に比べ負担が常に最も軽くなるのに対し、試算では、遺族年金の非課税扱いはなく、現行制度の寡婦控除に配慮した最低生活費相当額への経過的寡婦加算が適用される場合を除き、給与や老齢年金の場合と同額の負担となること
- ②夫婦ともそれぞれに収入がある64歳で国保加入の類型は、試算ではそれぞれが最低生活費相当額等部分に対する免税・賦課免除を最大限利用できるとともに、現行制度と同様、年齢と被用者保険非加入の関係で年金保険料の支払いを要しないこと、

が挙げられる。

続いて、公租公課負担率（世帯収入に対する公租公課の額の比率）の状況を観察する。図表5は、図表4に表れている公租公課の額を世帯収入に対する負担率に換算して示したものである。

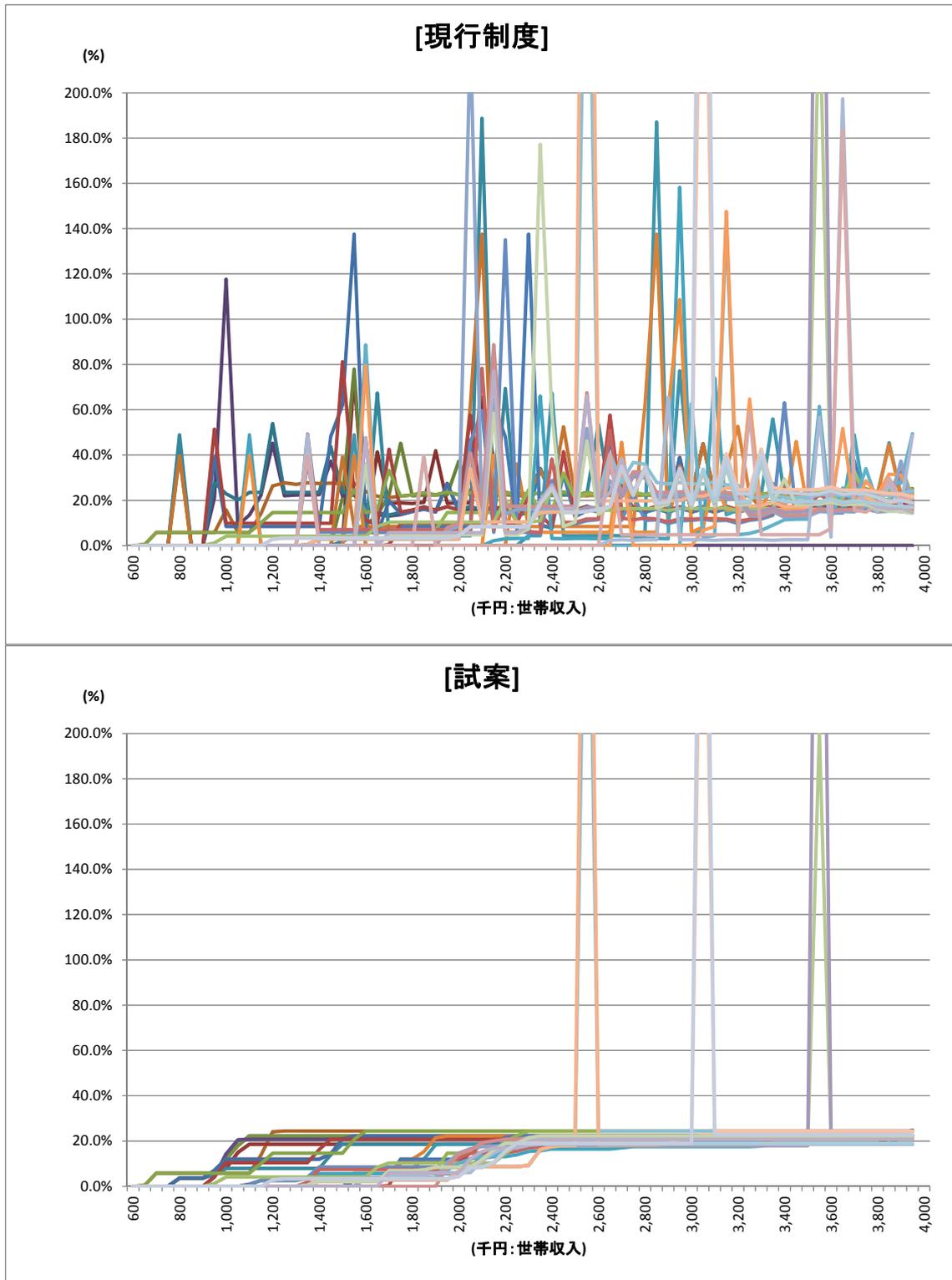
負担率でも、一見して試算の方が格差は小さくなっている。実際、世帯収入が100～400万円の間について見ると、現行制度の負担率は0.4～21.2%の間に分布しているが、試算では2.3～21.7%の間となる。なお、下限の値が上昇しているのは、上述のように、額で見たときの下限となる類型が変化しているためである。

図表5 類型別・世帯収入別の公租公課負担率（全世帯類型）



本節の最後に、限界公租公課負担率（世帯収入を5万円増加させたときの公租公課の増を5万円で除したもの、以下、本稿における限界率については全て同様）の状況を観察する。

図表6 類型別・世帯収入別の限界公租公課負担率（全世界帯類型）



注) 「限界公租公課負担率」: 本稿においては世帯収入を5万円増加させたときの公租公課の増を5万円で除したもの

図表7は、世帯収入別の限界公租公課負担率を、それぞれ現行制度と試算の場合について示したものである。

一見して試算（下図）の方が、なだらかであり、負担が急増する箇所は少ない。ちなみにスパイクが4つ見られるが、これはいわゆる「130万円の壁」が関係する箇所である。

「130万円の壁」が関係する箇所（世帯収入が255,305,360万円の箇所）を除いても、現行制度（上図）では、限界公租公課負担率が100%を超える箇所が見られ、そこでは5万円の収入増にもかかわらず可処分所得が減少することになるが、試案（下図）では、最大でも24.7%であり可処分所得の減少は発生しない。

6 65歳世帯でみた現行制度と試案の比較

前節では、様々な年齢の世帯類型が混在した状態を観察したが、年齢により適用される公租公課の制度は異なるので、異なる公租公課の制度が混在した状態を観察したことになる。そこで、本節では、世帯員が全員65歳の場合（適用される税制・介護保険は全員共通となる）で適用される医療保険は国保のときの状況を取りあげ、現行制度との違いを試案毎に観察し、比較する。

実際に、観察対象とした世帯類型は、図表2のうちの65歳の世帯類型であり、小野(2016)の6.2節と同様である。具体的には以下の13通りである。

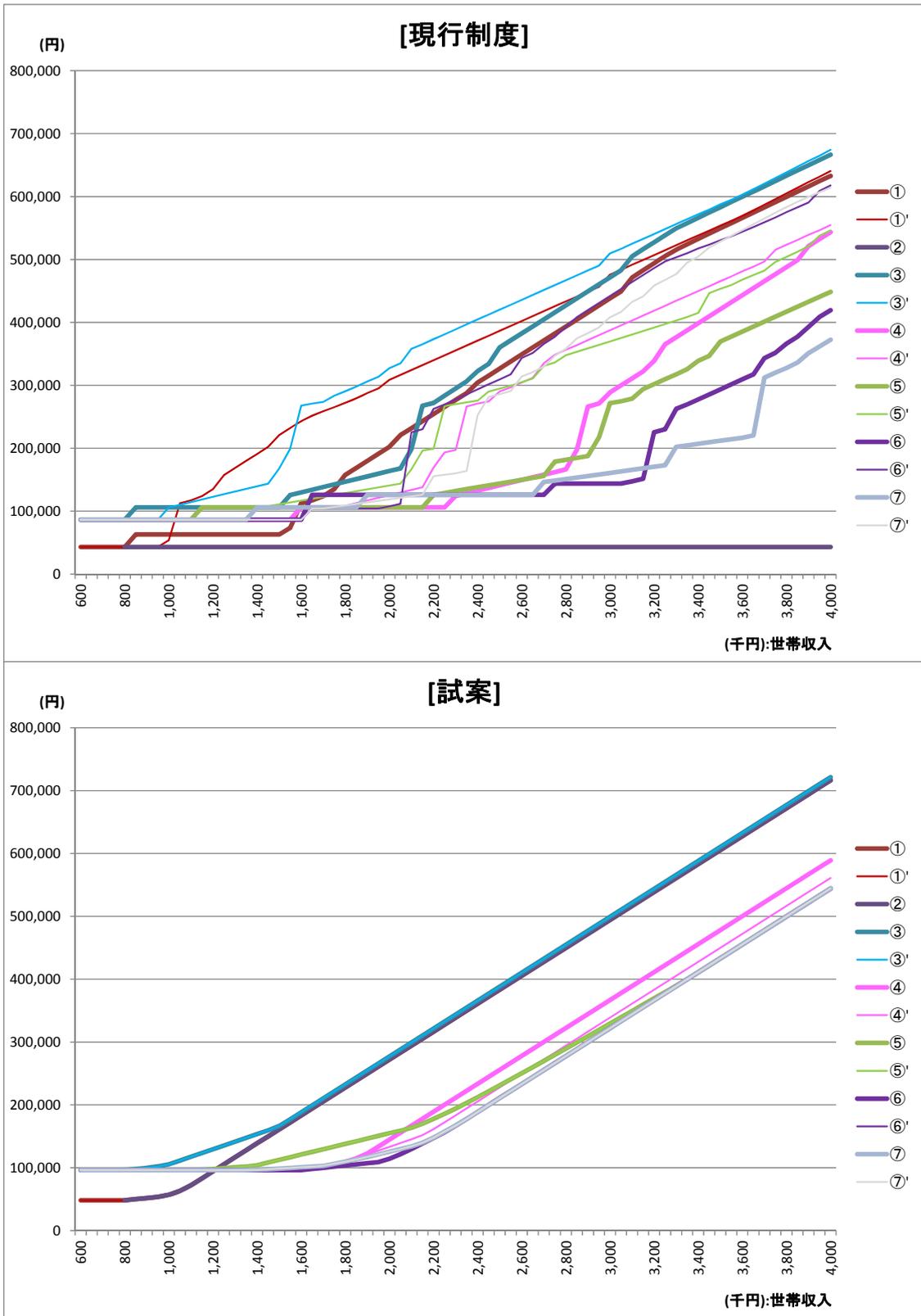
- ①：単身老齢年金 65歳
- ①'：単身給与 65歳
- ②：寡婦（基礎＋遺族）年金 65歳
- ③：夫婦老齢年金（本人のみ） 65歳
- ③'：夫婦給与（本人のみ） 65歳
- ④：夫婦老齢年金（配偶者に老基） 65歳
- ④'：夫婦給与（配偶者に老基相当） 65歳
- ⑤：夫婦老齢年金（夫婦間比率固定1） 65歳
- ⑤'：夫婦給与（夫婦間比率固定1） 65歳
- ⑥：夫婦老齢年金（夫婦同額） 65歳
- ⑥'：夫婦給与（夫婦同額） 65歳
- ⑦：夫婦老齢年金（夫婦間比率固定2） 65歳
- ⑦'：夫婦給与（夫婦間比率固定2） 65歳

6.1 65歳世帯でみた現行制度と試案の公租公課額の比較

本項では、公租公課額の状況を観察する。

図表7は、既に示した図表4のうちの65歳の世帯類型のみを表示したものであり、各類型に適用される税や社会保険制度は共通であるにも関わらず、上図に示すように、現行制度のもとでは世帯の人的構造や収入構造による世帯類型ごとにグラフの形状は様々である。この状況を分類する軸として、形状の違いの原因である3要素、すなわち、世帯の人的構造（2種類：単身世帯・夫婦世帯）、収入の種類（3種類：給与（細線）・老齢年金（②以外の太線）・遺族年金（太線②））、夫婦世帯における収入構造（3種類：本人のみに収入（③）、配偶者に老基（④）、夫婦間比率固定（⑤～⑥））、の組合せである $2 \times 3 \times 3 = 18$ 種類から存在しない組合せを除いた9種類に大別できる。

図表7 世帯類型別・世帯収入別の公租公課額（65歳世帯）



注) 凡例の概要：①は単身者、②は寡婦、③は本人のみに収入のある夫婦、④～⑦は夫婦それぞれに収入のある夫婦、丸数字に「'」の付かない太線は公的年金収入、「'」の付いた細線は給与収入、であり、詳細については第6節の本文及び図表3参照

一方、下図の試案では世帯類型毎のグラフの形状は限定的である。世帯収入が低い部分の負担水準は、一人当たり定額の均等割のみが賦課されるため世帯の人的構造に応じた2種類のみであり、世帯収入が高い部分でも、大きくは2つのグループに収斂（単身又は本

人のみに収入の夫婦（①～③'）・それぞれに収入のある夫婦（④～⑦'）しており、この組合せでグラフの形状を大別すれば4種類に限定される。

ただし、世帯収入が高い部分の2つのグループは、試案の制度の仕組み（最低生活費相当額等免除方式+均等割の下では、実収入が各世帯類型の最低生活費相当額等の最大値を超える場合の賦課額は、変数である「実収入」と、各世帯類型ごとの定数である「最低生活費相当額等の最大値」及び「均等割額」の3要素で決定される）から細かく見れば4つのグループに分けることができることに留意されたい。

まず、「単身又は本人のみに収入の夫婦（①～③'）」のグループについては、この後に示す税及び社会保険料のそれぞれの状況を見れば明らかだが、制度的には「単身（①～②）」及び「本人のみに収入の夫婦（③～③'）」に分かれている（各世帯類型の均等割額の違いによる分類）。図表7（下図）でこれら2つが一つのグループに収束しているように見えるのは、単身者に比べ本人のみに収入の夫婦には、a）均等割が2人分であることによる個人住民税や社会保険料の負担増、b）最低生活費相当額の家族加算による税の負担減、といった増減それぞれの要素があるところ、試案の税率等の設定の下では、これらの増と減の要素がたまたまほぼ釣り合っているためであり、制度の仕組みにより必然的に一つのグループになっているのではない。

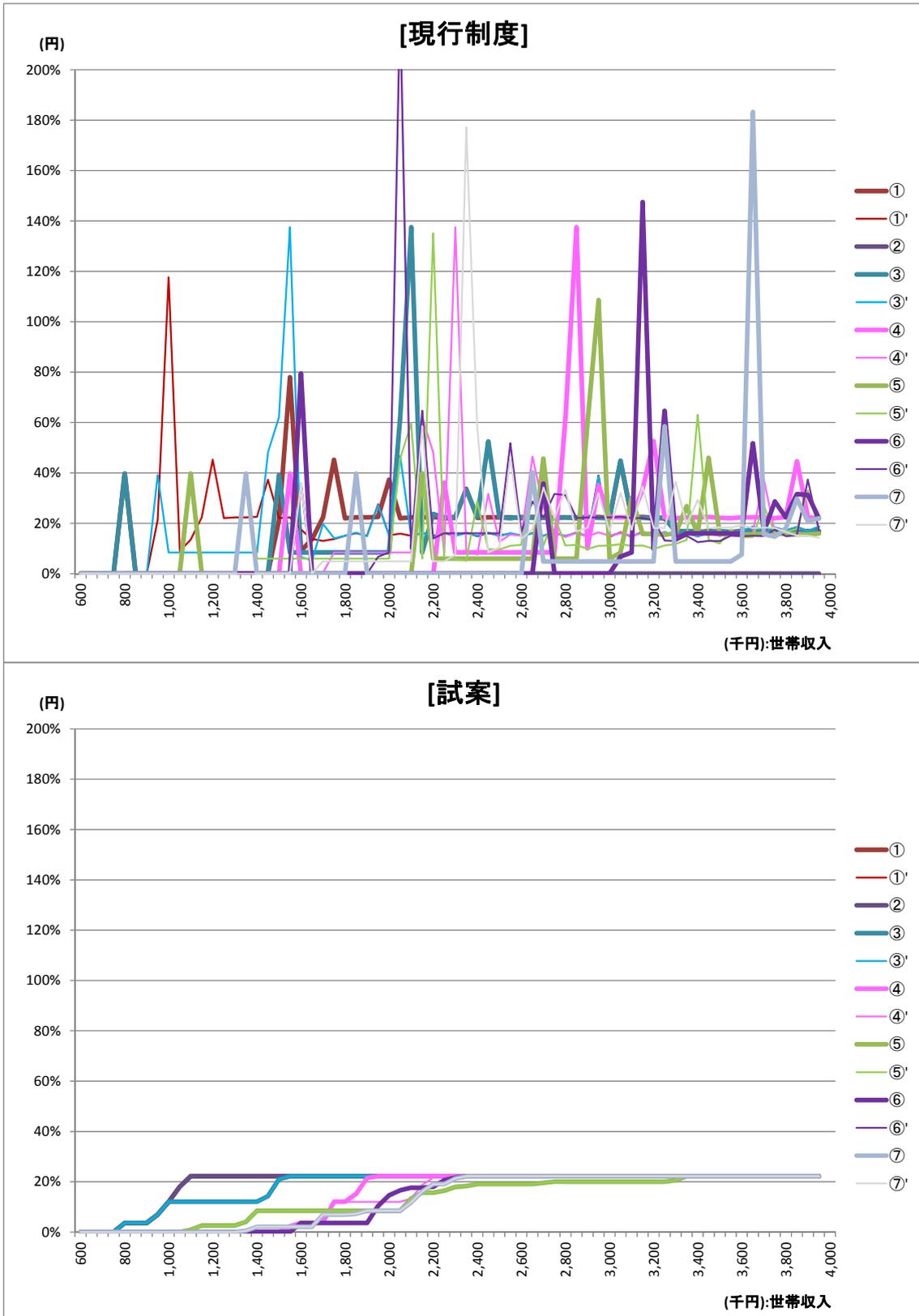
また、「それぞれに収入のある夫婦（④～⑦'）」のグループについては、夫婦のそれぞれが最低生活費相当額にかかる免税・賦課免除を享受できる類型であるが、細かく見れば、配偶者の収入が最低生活費相当額未満で当該免税等をフルには享受できないグループ（④～④'）と、配偶者の収入が遡増して最低生活費相当額を超え、夫婦のそれぞれが当該免税等をフルに享受できるグループ（⑤～⑦'）に分けることができる（各世帯類型の最低生活費相当額の最大値の違いによる分類）。

試案のグラフをこのように細かく分類すれば8種類（2×4）となるが、それでも現行制度を大別した場合の9種類を下回っており、各々の形状も、平行な直線に収束するとともに、その切片はそれぞれの世帯類型ごとに定まる均等割額と最低生活費相当額（等）によってのみ決定されるという、シンプルなものとなっている。

次に、限界公租公課負担率の状況を観察する。

図表8は、65歳世帯の世帯類型・世帯収入別の限界公租公課負担率を、それぞれ現行制度と試案の場合について示したものである。図表8には、「130万円の壁」が関係する類型を含めていないが、それでも現行制度（上図）においては限界率が100%を超えるスパイクがいくつも観察される。一方、試案（下図）のグラフはなだらかで、限界率は最大でも22.2%である。

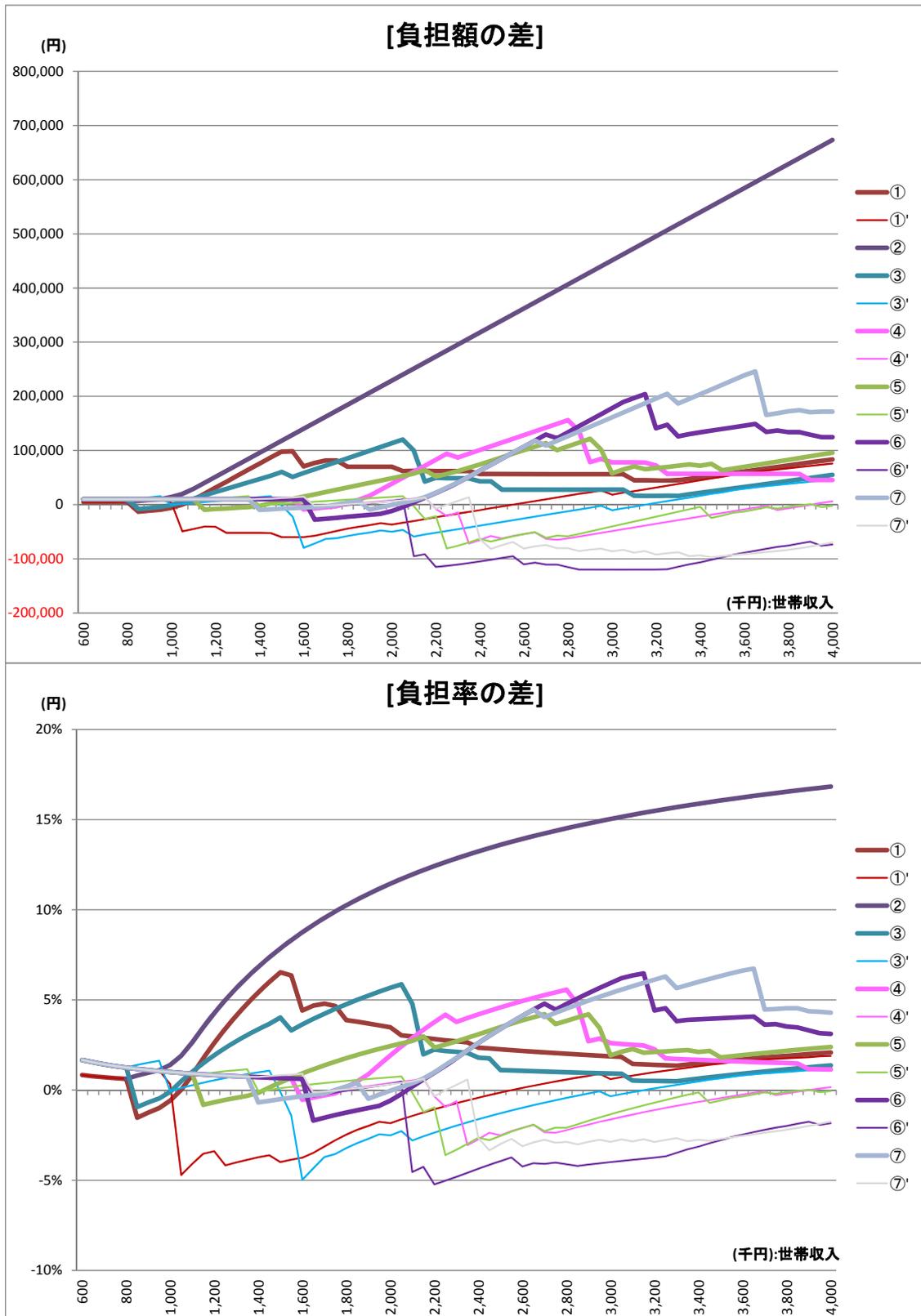
図表 8 世帯類型別・世帯収入別の限界公租公課負担率（65歳世帯）



注) 凡例の概要：①は単身者、②は寡婦、③は本人のみに収入のある夫婦、④～⑦は夫婦それぞれに収入のある夫婦、丸数字に「'」の付かない太線は公的年金収入、「'」の付いた細線は給与収入、であり、詳細については第6節の本文及び図表3参照

次に、現行制度を試案に切り替えたときの、公租公課の変化の状況を観察する。

図表9 世帯類型別・世帯収入別の公租公課の差（試案－現行制度）：65歳世帯



注) 凡例の概要：①は単身者、②は寡婦、③は本人のみに収入のある夫婦、④～⑦は夫婦それぞれに収入のある夫婦、丸数字に「'」の付かない太線は公的年金収入、「'」の付いた細線は給与収入、であり、詳細については第6節の本文及び図表3参照

図表9は、65歳世帯の世帯類型・世帯収入別にみた、試案と現行制度の公租公課の差（差額または負担率の差）を示したものである。

試算設定に当たって社会保険料は収入中立とし、収入の種類による区別も無くしたので、現行制度において相対的に負担が軽い年金（各太線）に係る負担は概ね増加する一方、給与（各細線）にかかる負担は概ね減少している。グラフは収入の変化によって波打っているが、これは現行制度における収入増に伴う負担増が階段状である（図表7の上図）ためである。

6.2 65歳世帯でみた現行制度と試算の税額比較

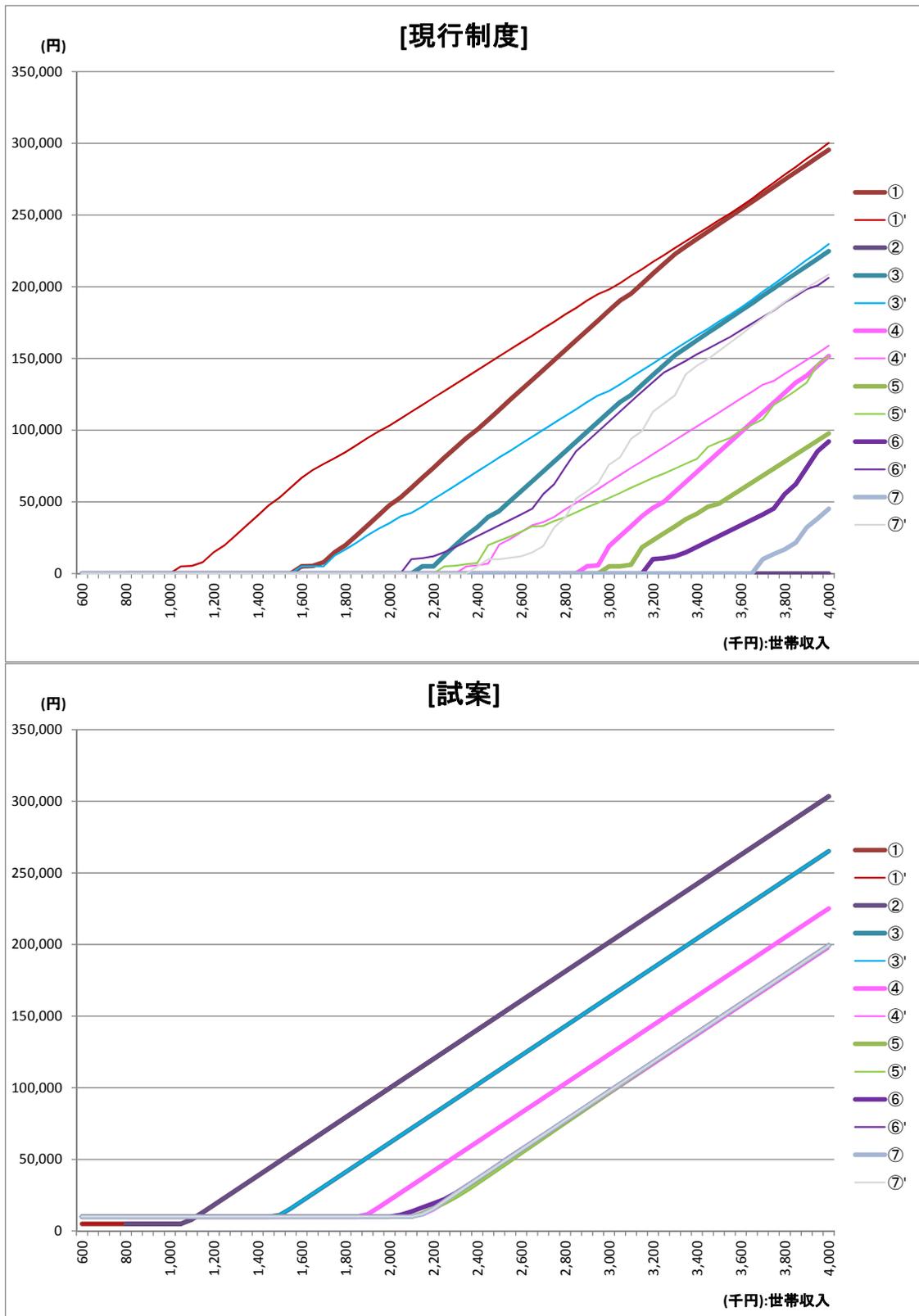
本項節では、公租公課の内訳である税額の状況を観察する。

図表10は、65歳世帯について世帯類型別・世帯収入別の税額（所得税＋個人住民税）を示したものである。

現行制度（上図）では世帯の世帯類型ごとにグラフの形状は様々であり、収入の変化とともに類型間の大小関係すら変化している。この背景には、現行の給与所得控除や公的年金等控除の仕組みの下では、両控除の計算方法が異なること、いずれも収入に対し一定割合等とはなっておらず収入が増加しても一定額となる部分があることから、世帯員数や世帯収入が同じでも、収入構造の相違により控除額が相当異なってしまうこと、がある。

一方、試算（下図）では世帯類型毎にみたグラフの形状は限定的である。世帯収入が低い部分の負担水準は、個人住民税として一人当たり定額5,000円の均等割のみが賦課されるため世帯の人的構造に応じた2種類のみである。世帯収入が高い部分では、世帯の人的構造と各世帯員の実収入の上限と最低生活費相当額との関係等に応じた4本の直線に収斂する（単身（①～②）、本人のみに収入の夫婦（③～③'）、配偶者に老基（ただし、全期間3号）収入のある夫婦（④）、夫婦それぞれに給与又は老齢年金（ただし、3号期間無）収入のある夫婦（④'～⑦'）。なお、配偶者に老基相当額の収入がある場合の2類型（④と④'）の間で、収入が3号期間に基づくものか否かで差が出ているのは、家族加算の上限額が公租と社会保障給付による2重の保護とならないよう調整されているからである。

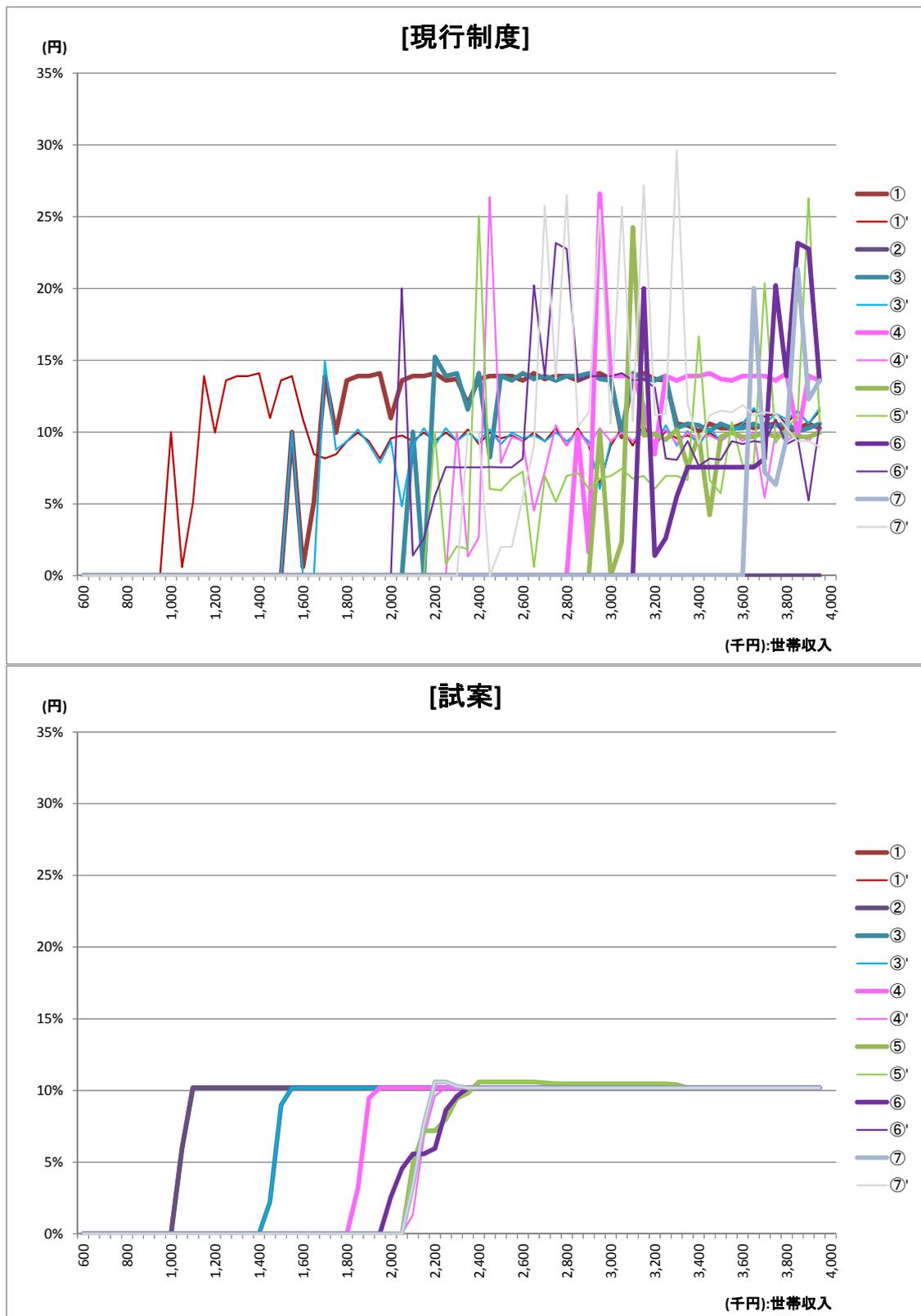
図表 10 世帯類型別・世帯収入別の税額（所得税＋個人住民税）：65歳世帯



注) 凡例の概要：①は単身者、②は寡婦、③は本人のみに収入のある夫婦、④～⑦は夫婦それぞれに収入のある夫婦、丸数字に「'」の付かない太線は公的年金収入、「'」の付いた細線は給与収入、であり、詳細については第6節の本文及び図表3参照

次に、限界税率の状況を観察する。

図表 11 世帯類型別・世帯収入別の限界税率（所得税＋個人住民税）：65歳世帯



注) 凡例の概要：①は単身者、②は寡婦、③は本人のみに収入のある夫婦、④～⑦は夫婦それぞれに収入のある夫婦、丸数字に「'」の付かない太線は公的年金収入、「'」の付いた細線は給与収入、であり、詳細については第6節の本文及び図表3参照

図表 11 は、65歳世帯について世帯類型・世帯収入別の限界税率（所得税＋個人住民税）

を、それぞれ現行制度と試算の場合について示したものである。

現行制度（上図）においても限界税率が30%を超えることはないが、収入の変化とともに急激な変化を示す箇所もあるほか、収入増に伴う限界税率の低下すら見られる。これらには、収入増に伴う人的控除額の変化や社会保険料控除の非連続的变化、給与所得控除や公的年金等控除が一定額から逡増へと変化することなど、が影響している。

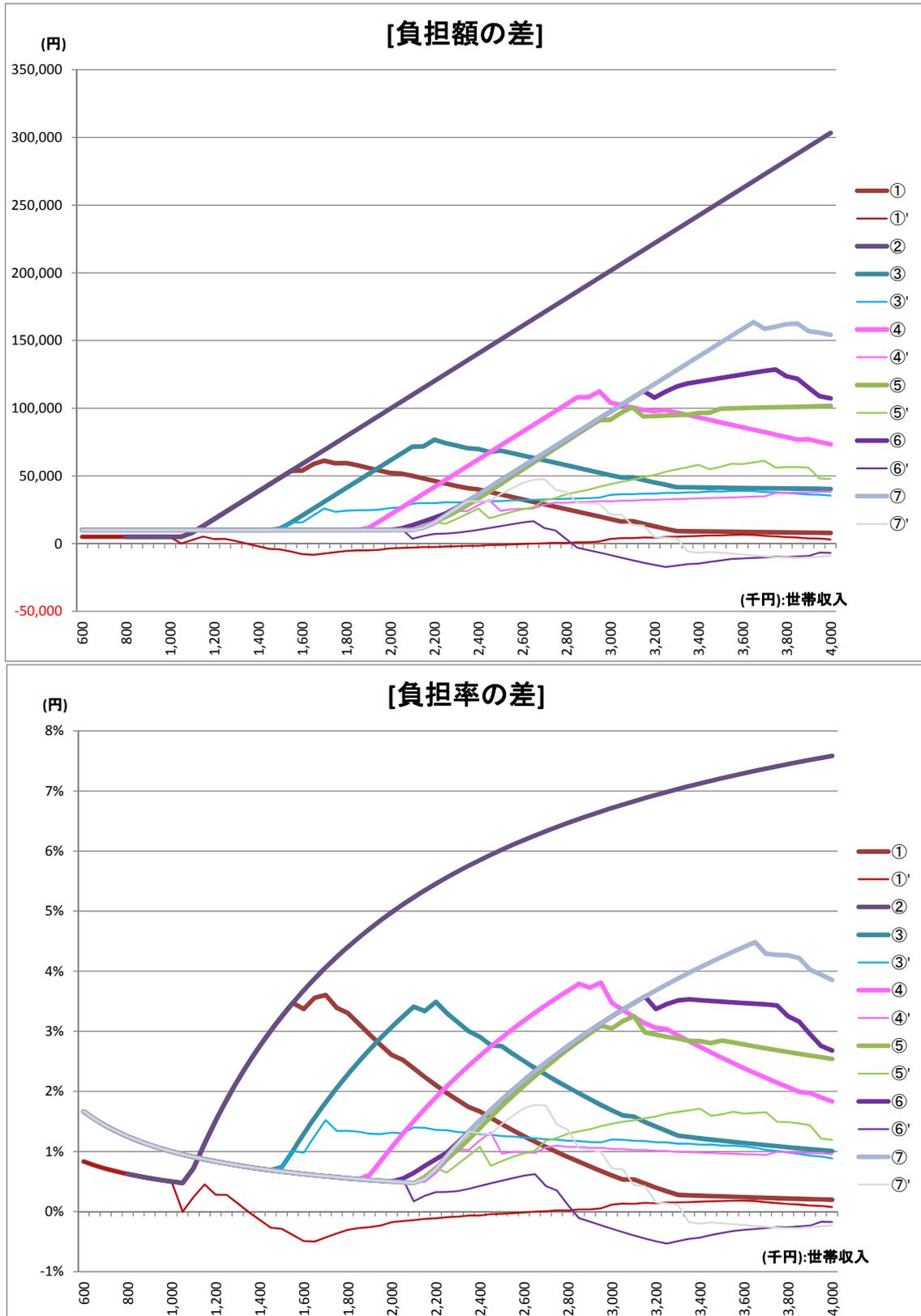
一方、試算（下図）のグラフの方はなだらかであり、限界率は最大でも10.6%である。また、収入増に伴う限界税率の顕著な低下も見られない。なお、試算においても、細かく見れば、わずかに限界率の盛り上がりが見られる部分があるが、これはそれぞれに給与又は老齢年金（ただし、3号期間無）収入のある夫婦の類型における配偶者収入の逡増による本人の最低生活費相当額への家族加算の逡減（免税範囲の縮小）が影響している。

次に、現行制度を試算に切りかえたときの、税額の変化の状況を観察する。

図表12は、65歳世帯の世帯類型・世帯収入別にみた、試算と現行制度の税負担の差（税額は税負担率の差）を示したものである。

「試算の税率は、単身給与収入の場合の税額が現行制度と同程度になるよう再設定」していることもあり、「単身給与」(①')の税負担は現行とほとんど変化していない。現行制度で給与収入（各細線）より有利な扱いを受けている年金収入（各太線）の場合を中心に税負担が現行より増加している。特に、試算では年金の課税開始点が給与と同じ点まで低下するため、試算での課税開始点から現行制度での課税開始点までの間は直線的に負担の差額が増加している。

図表 12 世帯類型別・世帯収入別の税負担の差（試案－現行制度）：65 歳世帯

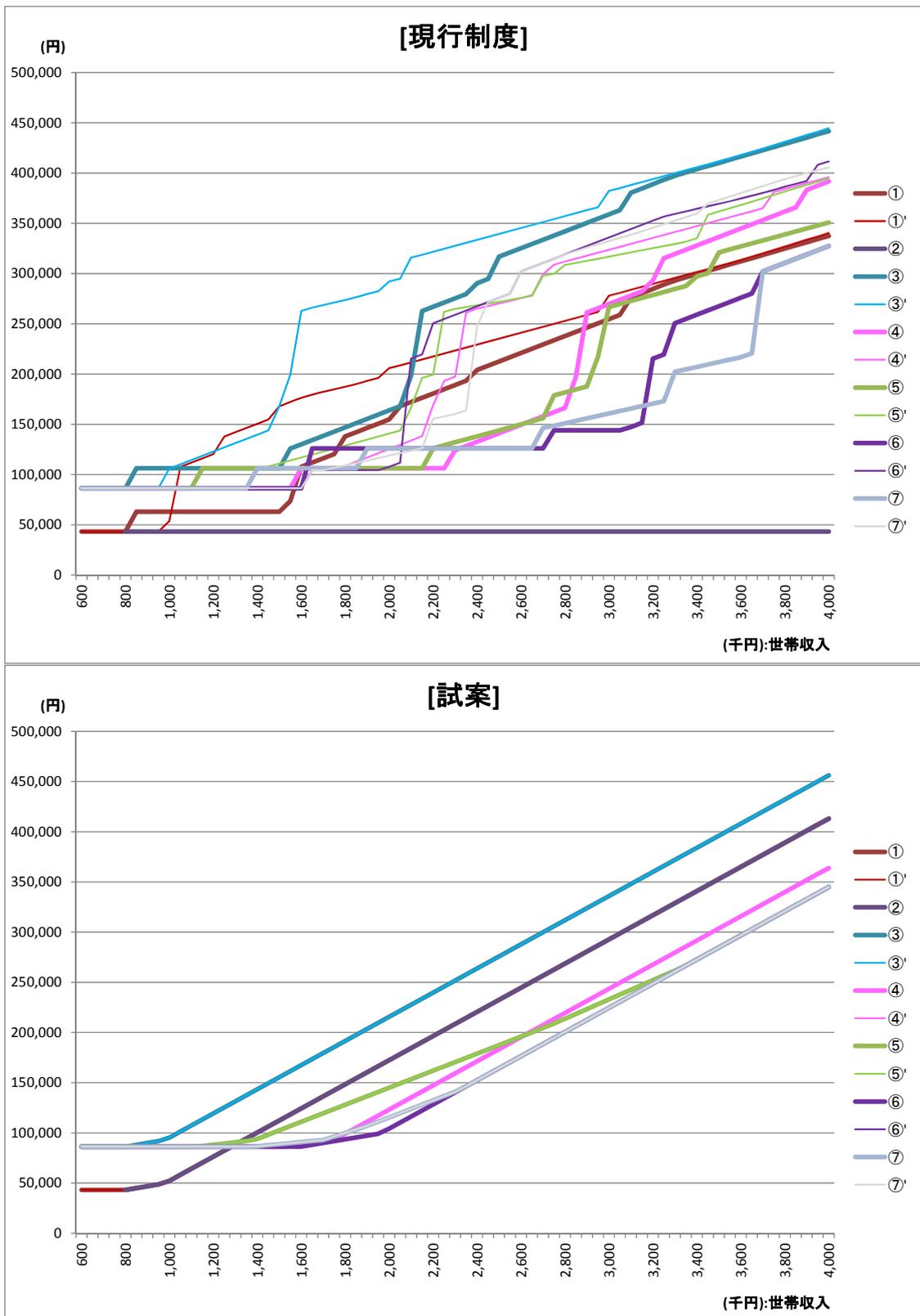


注) 凡例の概要：①は単身者、②は寡婦、③は本人のみに収入のある夫婦、④～⑦は夫婦それぞれに収入のある夫婦、丸数字に「'」の付かない太線は公的年金収入、「'」の付いた細線は給与収入、であり、詳細については第6節の本文及び図表3参照

6.3 65 歳世帯でみた現行制度と試案の社会保険料額比較

本項では、公租公課の内訳である社会保険料額の状況を観察する。

図表 13 世帯類型別・世帯収入別の社会保険料額：65歳世帯



注) 凡例の概要：①は単身者、②は寡婦、③は本人のみに収入のある夫婦、④～⑦は夫婦それぞれに収入のある夫婦、丸数字に「'」の付かない太線は公的年金収入、「'」の付いた細線は給与収入、であり、詳細については第6節の本文及び図表3参照

図表 13 は、65 歳世帯について世帯類型別・世帯収入別の社会保険料額を示したものである。

現行制度（上図）では、税額（図表 10 の上図）と同様、世帯類型ごとにグラフの形状は様々であり、収入の変化とともに大小関係すら変化している。

一方、試案（下図）では世帯類型毎にみたグラフの形状は限定的である。世帯収入が低い部分の負担水準は、均等割として一人当たり定額 43,186 円の均等割のみが賦課されるため、世帯の人的構造に応じた 2 種類のみである。世帯収入が高い部分では、世帯の人的構造と各世帯員の収入と最低生活費相当額等との関係に応じた 4 つのグループに収斂する

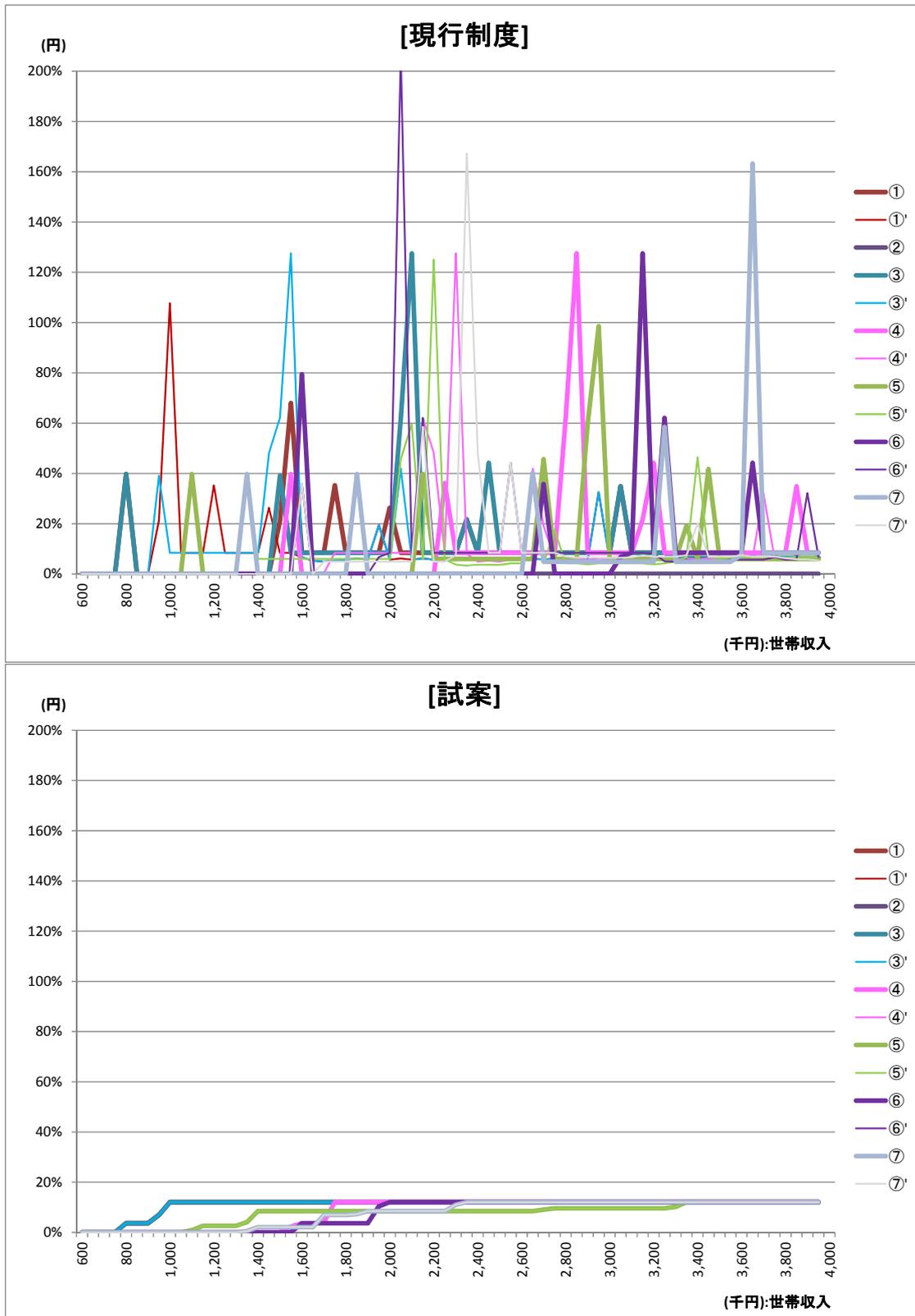
（本人のみに収入の夫婦（③～③'）、単身（①～②）、配偶者に老基相当額の収入のある夫婦（④～④'）、それぞれに収入のある夫婦（⑤～⑦'））。

次に、限界社会保険料率の状況を観察する。

図表 14 は、65 歳世帯について世帯類型・世帯収入別の限界社会保険料率を、それぞれ現行制度と試案を比較しながら示したものである。図表 14 には、「130 万円の壁」が関係する類型を含めていないが、それでも現行制度（上図）においては限界率が 100%を超えるスパイクがいくつも観察される。

一方、試案（下図）のグラフはなだらかであり、限界率は最大でも 12.0%である。なお、「家族加算」は社会保険料には無いので、税の場合（図表 11 の下図）のようなわずかな盛り上がりは見られない。

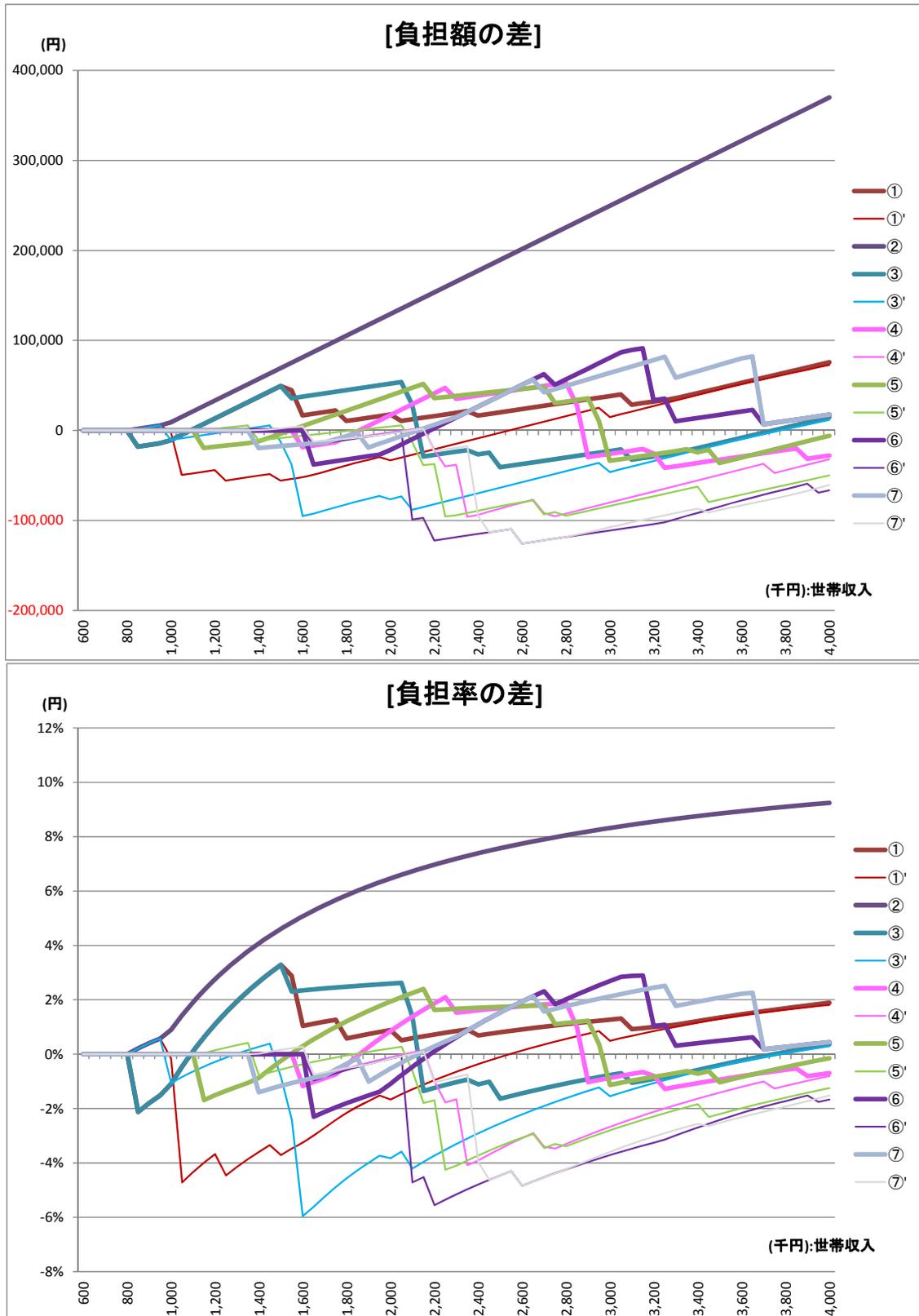
図表 14 世帯類型別・世帯収入別の限界社会保険料率：65歳世帯



注) 凡例の概要：①は単身者、②は寡婦、③は本人のみに収入のある夫婦、④～⑦は夫婦それぞれに収入のある夫婦、丸数字に「'」の付かない太線は公的年金収入、「'」の付いた細線は給与収入、であり、詳細については第6節の本文及び図表3参照

次に、現行制度を試案に切りかえたときの社会保険料額の変化状況を観察する。

図表 15 世帯類型別・世帯収入別の社会保険料額の差（試案－現行制度）：65歳世帯



注) 凡例の概要：①は単身者、②は寡婦、③は本人のみに収入のある夫婦、④～⑦は夫婦それぞれに収入のある夫婦、丸数字に「'」の付かない太線は公的年金収入、「'」の付いた細線は給与収入、であり、詳細については第6節の本文及び図表3参照

図表 15 は、65歳世帯について世帯類型・世帯収入別にみた試案と現行制度の社会保険料負担の差を示したものである。

試案では社会保険料の料率を現行制度と収入中立となるよう設定したので、負担は増減

両方ある。試算では収入の種類による区別は無いので、現行制度において相対的に負担が軽い年金（各太線）収入に係る負担は概ね増加しているが、年金収入であっても現行制度では収入増に伴う負担増が階段状（図表 13 の上図）のため負担が急増する箇所があり、ここでは試算の方が負担が減少する場合もある。

6.4 65 歳世帯でみた現行制度と試算の介護保険料額比較

本項では、社会保険料が階段状を示す大きな要因である介護保険料額の状況を観察する。

図表 16 は、65 歳世帯について世帯類型別・世帯収入別の介護保険料額を示したものである。

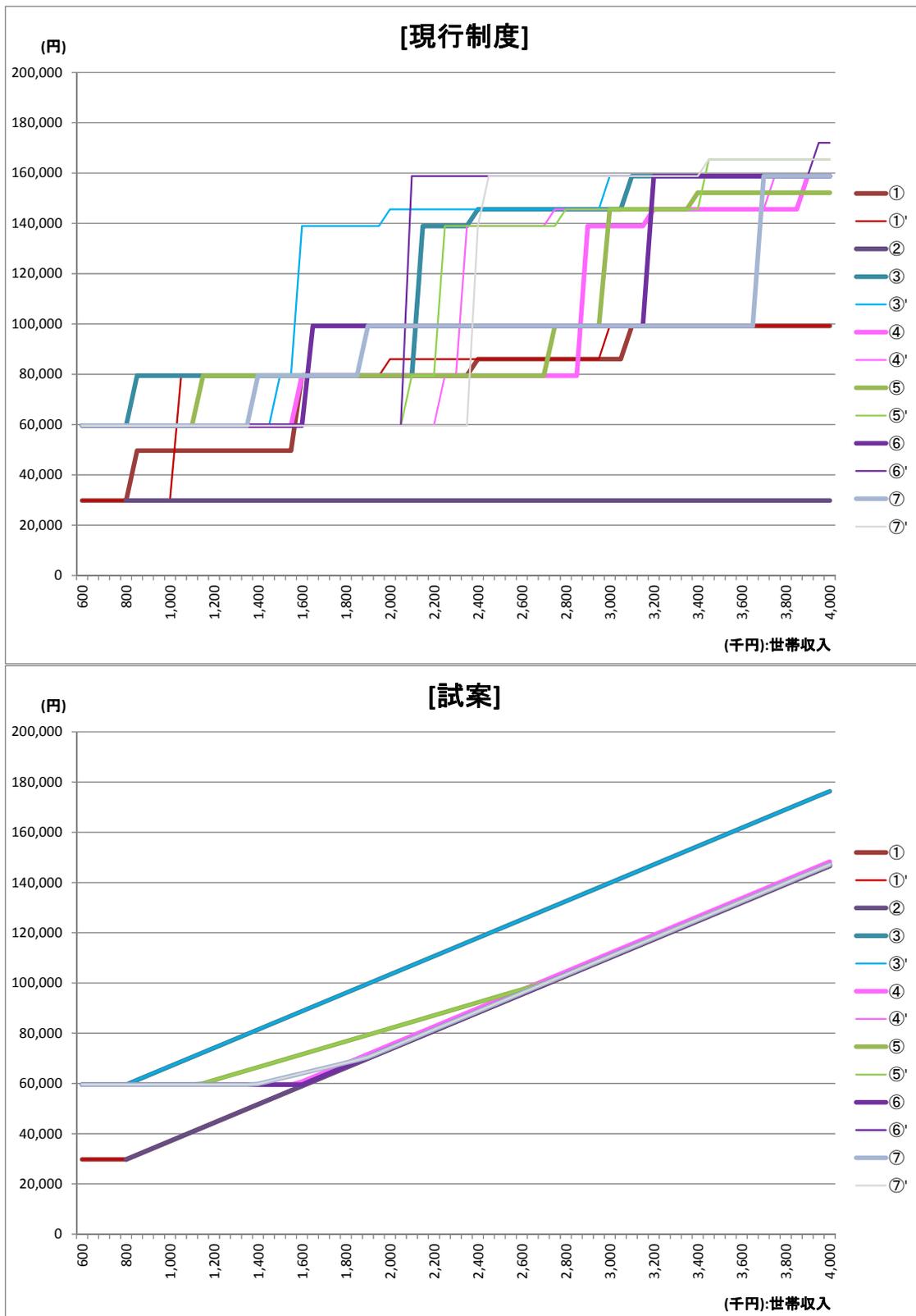
現行制度（上図）は段階的定額方式であり、負担が急増する箇所が存在するだけでなく、その形状は世帯類型ごとに様々である。

試算（下図）の場合、世帯収入の増加に応じて介護保険料額は逡増しており、保険料額が急増する箇所は無い。また、世帯収入が低い部分の負担水準は、一人当たり定額 29,776 円の均等割のみが賦課されるため、世帯の人的構造に応じた 2 種類のみである。世帯収入が高い部分でも、2 つのグループのみに収斂している（本人のみに収入の夫婦（③～③'）、その他）。

ただし、制度の仕組みから細かく見れば、世帯収入が高い部分では、「その他」のなかにも世帯の人的構造と各世帯員の収入と最低生活費相当額等との関係に応じた 3 つのグループが存在する（単身（①～②）、配偶者に老基相当額の収入のある夫婦（④～④'）、それぞれに収入のある夫婦（⑤～⑦'））。

これらの「その他」の夫婦世帯で単身の場合の負担水準と同程度になっているのは、試算の設定の下では、配偶者の存在による a) 均等割額の増加（29,776 円）、b) 最低生活費（80 万円）の増加による所得割の負担減（ $\Delta 29,200 \text{ 円} = 800,000 \times 3.65\%$ ）、の増減要素がたまたま釣り合っているため、単身の場合と夫婦それぞれに収入のある夫婦（⑤～⑦'）の負担が同程度になるのに加え、配偶者に老基相当額の収入のある夫婦（④～④'）についても、老基額が 76.8 万円と配偶者の存在による最低生活費の増加（80 万円）をほぼフルに享受できる額となっているからである。

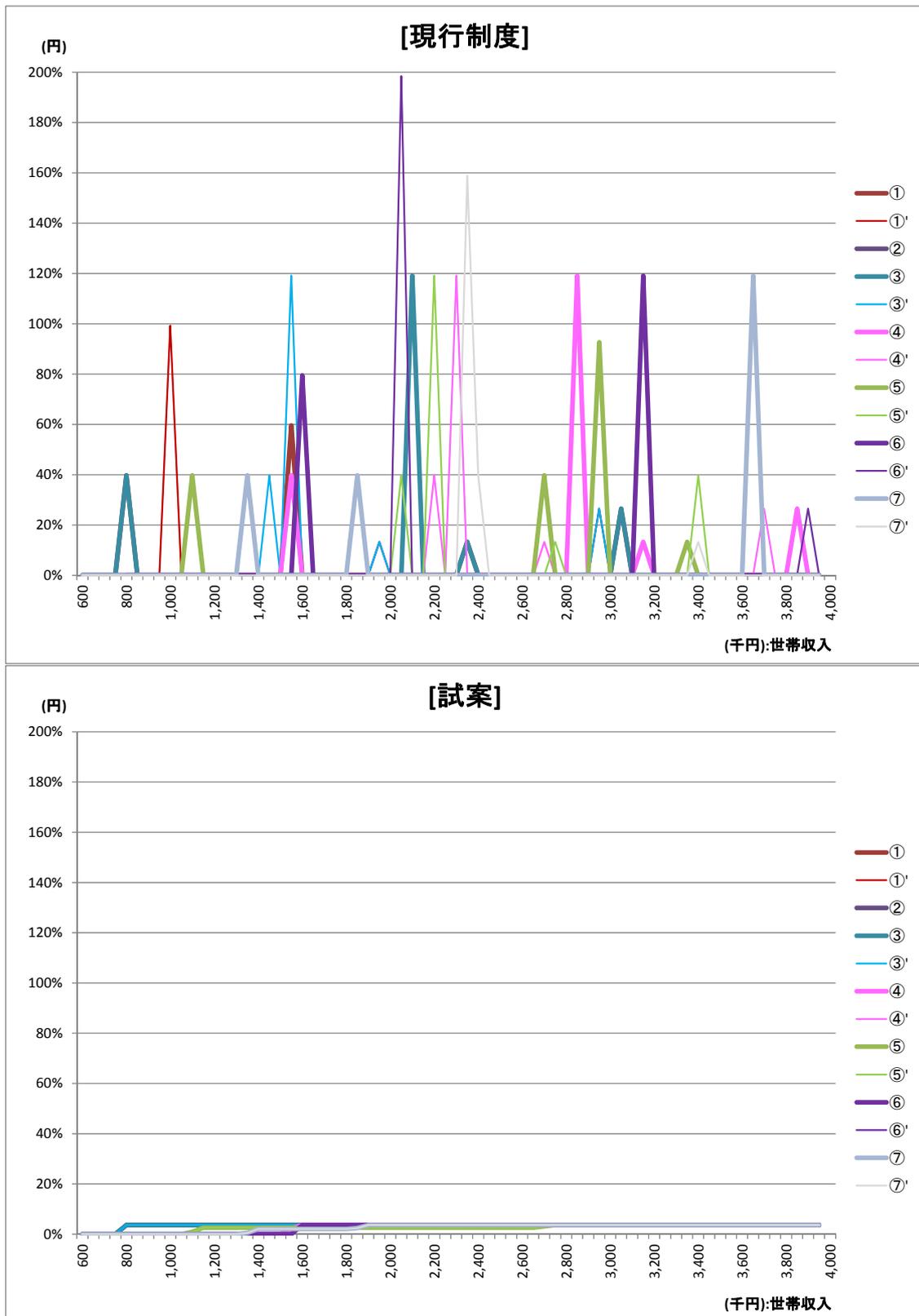
図表 16 世帯類型別・世帯収入別の介護保険料額：65歳世帯



注) 凡例の概要：①は単身者、②は寡婦、③は本人のみに収入のある夫婦、④～⑦は夫婦それぞれに収入のある夫婦、丸数字に「'」の付かない太線は公的年金収入、「'」の付いた細線は給与収入、であり、詳細については第6節の本文及び図表3参照

次に、限界介護保険料率の状況を観察する。

図表 17 世帯類型別・世帯収入別の限界介護保険料率：65歳世帯



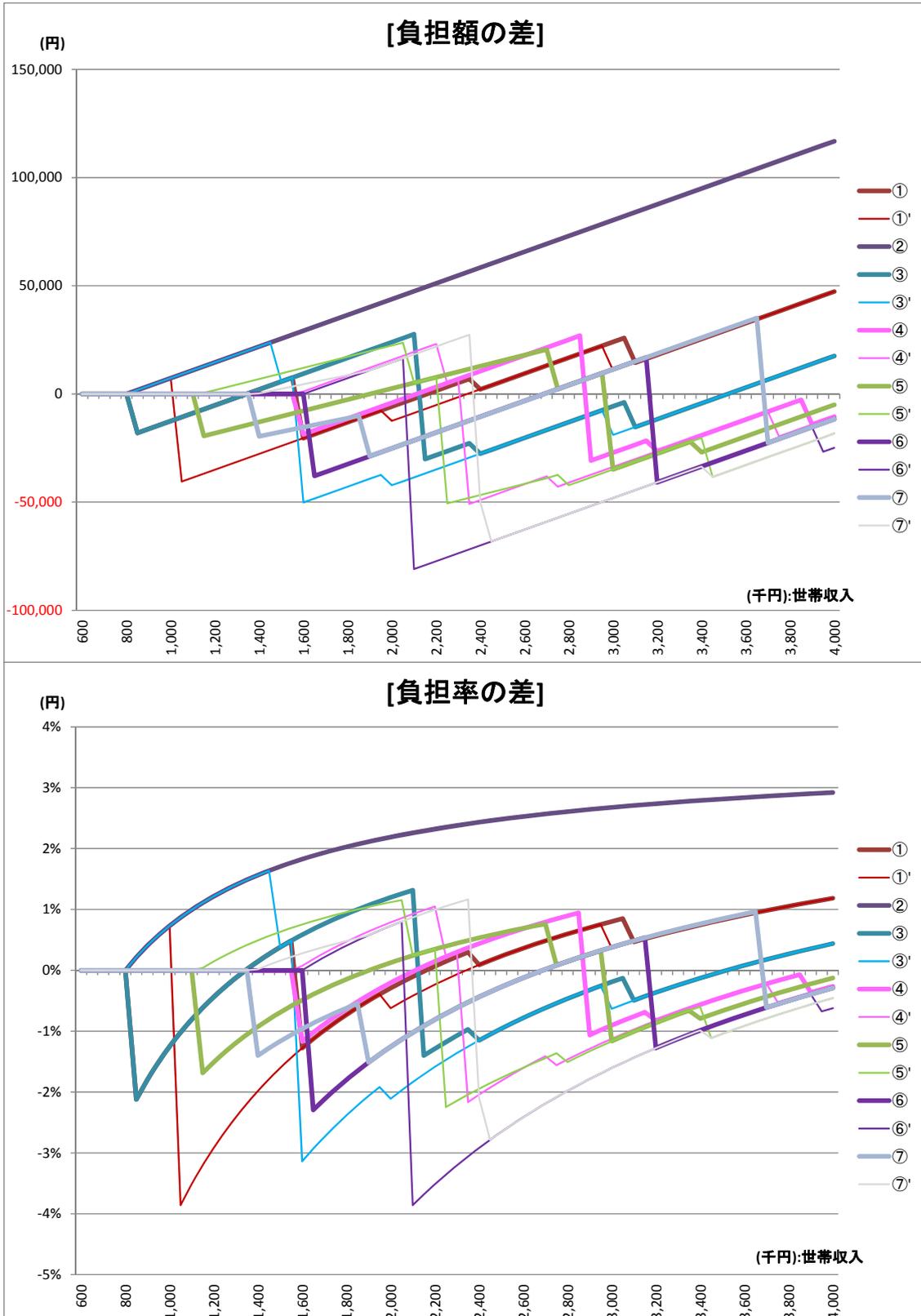
注) 凡例の概要：①は単身者、②は寡婦、③は本人のみに収入のある夫婦、④～⑦は夫婦それぞれに収入のある夫婦、丸数字に「'」の付かない太線は公的年金収入、「'」の付いた細線は給与収入、であり、詳細については第6節の本文及び図表3参照

図表 17は、65歳世帯について世帯類型・世帯収入別の限界介護保険料率を、それぞれ現行制度と試案を比較しながら示したものである。介護保険料は本人及び世帯の住民税課税状況等による段階別の定額保険料であるため、現行制度（上図）においては限界率が

100%を超えるスパイクがいくつも観察される。

一方、試案（下図）のグラフはなだらかであり、限界率は最大でも 3.7% である。次に、現行制度を試案に切りかえたときの、介護保険料額の変化状況を観察する。

図表 18 世帯類型別・世帯収入別、介護保険料額の差（試案－現行制度）：65 歳世帯



注) 凡例の概要：①は単身者、②は寡婦、③は本人のみに収入のある夫婦、④～⑦は夫婦それぞれに収入のある夫婦、丸数字に「'」の付かない太線は公的年金収入、「'」の付いた細線は給与収入、であり、詳細については第6節の本文及び図表3参照

図表 18 は 65 歳世帯について世帯類型・世帯収入別にみた試算と現行制度の介護保険料負担の差を示したものである。

試算では介護保険料の料率を現行制度と収入中立となるよう設定したので、負担は増減両方ある。試算では収入の種類による区別は無いので、現行制度において年金収入（各太線）より相対的に負担の重い給与収入（各細線）の方が負担が軽くなる場合が多いが、年金収入の場合でも負担が軽くなる場合が少なくない。

現行制度では、個人住民税の課税状況だけでなく年金収入等によっても保険料段階が変わる仕組みとなっており、たとえば世帯全員が個人住民税非課税であっても、本人の年金収入等が 80 万円を超えると第 1 段階から第 2 段階へ上昇するため、比較的低い年金収入の場合にも収入増に伴い負担が急増する箇所がある。一方、試算ではそれらの箇所で急増することはないので、そこでは年金収入であっても試算の方が負担が低くなる場合がある。

7 「標準的な厚生年金」を巡る公租公課の状況

本節では、公的年金の「平成 26 年財政検証結果」において専業主婦世帯をモデルとして算出されている「標準的な厚生年金」を基礎として、現行制度または試算に基づき、各世帯類型や各世帯類型におけるライフサイクルの進行を踏まえた派生形⁵における公租公課や可処分所得を試算する。そして、その状況を現行制度と試算を比較しながら考察する。

7.1 「標準的な厚生年金」相当額の収入がある世帯の場合

本項では、「標準的な厚生年金」相当の収入（年 261.6 万円）がある専業主婦夫婦世帯（配偶者は全期間第 3 号被保険者）、及び「標準的な厚生年金」の夫分の年金相当の収入（年 184.8 万円）がある単身者について見る。なお、両者が負担した年金保険料の総額は同等であることに留意されたい。

専業主婦世帯については、年金受給開始直前以後における、有りうるライフサイクルの各ステージをイメージし、以下の 6 通りの世帯類型を想定して試算した。

- ①給与収入（本人：2,616 千円）64 歳（被用者保険加入）
- ②給与収入（〃）64 歳（国保加入）
- ③給与収入（〃）65 歳（国保加入）
- ④老齢年金収入（〃）65 歳（国保加入）
- ⑤老齢年金収入（本人：1,848 千円、配偶者：768 千円（老基満額））65 歳（国保加入）
- ⑥老齢年金収入（〃）75 歳（後期加入）

①は、支給開始年齢前で年金受給はできないものの、継続雇用等により「標準的な厚生年金」相当額の給与収入を確保できた場合、②は①と同様であるが雇用形態がいわゆる「非正規」に転じた場合、③は②の 65 歳到達後の就業継続と年金の繰下げ受給を選択した場合、④は昭和 60 年改正前のように本人のみが年金受給の場合、⑤は現行制度における「標準的な厚生年金」そのものの場合、⑥は⑤が後期高齢者加入となった場合、等に相当する。

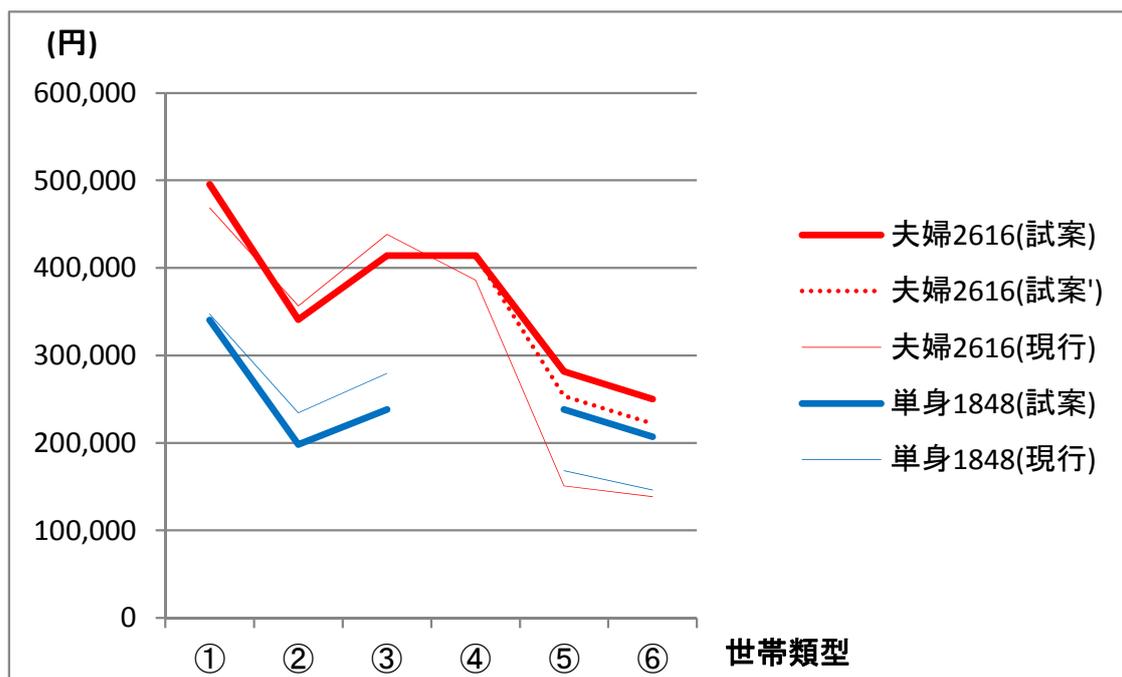
単身者については、上記専業主婦世帯と同様のライフサイクルの各ステージをイメージ

⁵ 試算対象とした基本的な世帯類型は小野（2016）の第 8 節と同様である。

し（ただし、もちろん妻は無い）、以下に示す5通りの世帯類型について試算した。

- ①給与収入（1,848千円）64歳（被用者保険加入）
- ②給与収入（〃）64歳（国保加入）
- ③給与収入（〃）65歳（国保加入）
- （④は欠番）
- ⑤老齢年金収入（〃）65歳（国保加入）
- ⑥老齢年金収入（〃）75歳（後期加入）

図表 19 「標準的な厚生年金」相当額の収入がある世帯における公租公課の状況



注 1) 凡例名中の数値は世帯収入（千円）

注 2) 「試案'」は、「家族加算」の上限を 33 万円で固定し、第 3 号被保険者期間分の老基額による上限調整を行わない場合。

注 3) ①～⑥の順は概ねライフサイクルの進行順（①～②は 64 歳で給与収入、③は 65 歳で給与収入、④は 65 歳で夫のみ老齢年金収入のある夫婦、⑤は 65 歳・⑥は 75 歳で老齢年金収入）。それぞれの詳細については 7.1 節本文参照。

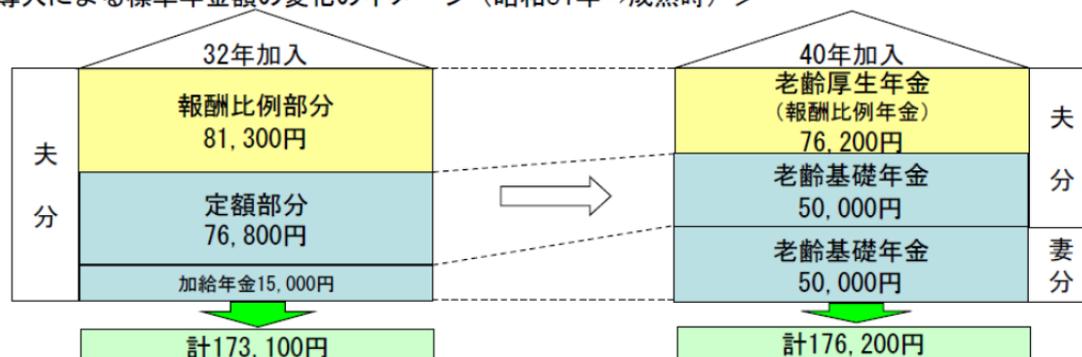
公租公課の試算結果は図表 19 の通りであり、①～⑥の間で世帯収入に変化はないにもかかわらず、ライフサイクルの進行等により公租公課の額が変化する。

現行制度と試案で共通しているのは、(i) 65 歳到達による介護保険料（第一号被保険者分）の発生、(ii) 昭和 60 年年金法改正による専業主婦世帯における夫婦間の年金分化（そのイメージは図表 20、詳細は小野（2016）参照）、であり、夫婦世帯及び単身者それぞれのグラフにおいて、(i) は②→③の公租公課の増、また、夫婦世帯のグラフにおいて、(ii) は④→⑤の減、の原因となっている。年金分化が減要素となるのは、現行制度においては、妻の老基相当額の夫の所得の減少に加え、妻の老基については公的年金等控除により所得が 0 円となるなどの結果、世帯合計の所得が減少するだけでなく個人住民税の人的非課税等様々な負担軽減措置の対象となるためであり（以上のメカニズムの詳細は小野（2016）参照）、試案においても、夫婦それぞれがそれぞれの最低生活費相当分の免税・賦課免除を享受できるためである。

特に、現行制度における（ii）の年金分化の影響は顕著である。△23.5万円の負担減（図表19の赤細線の④→⑤の変化）の結果、公租公課は分化前の4割程度の水準まで低下し、収入が夫婦世帯の7割程度しかない同年齢の単身者の負担額を下回っている（図表19の⑤～⑥の間で、赤細線が青細線を下回っている）。

図表20 専業主婦世帯における年金分化のイメージ（昭和60年年金法改正）

＜基礎年金導入による標準年金額の変化のイメージ（昭和61年→成熟時）＞



出所) 平成26年11月4日年金部会「働き方に中立的な社会保障制度」

次に、現行制度と試案で相違しているのは、(iii) 収入の種類（給与・老齢年金）による取扱いの差異の有無、(iv) 公租と社会保障給付による2重の保護の防止措置の有無（現行制度の「配偶者（特別）控除」には無く、試案の「家族加算」には有る）、である。

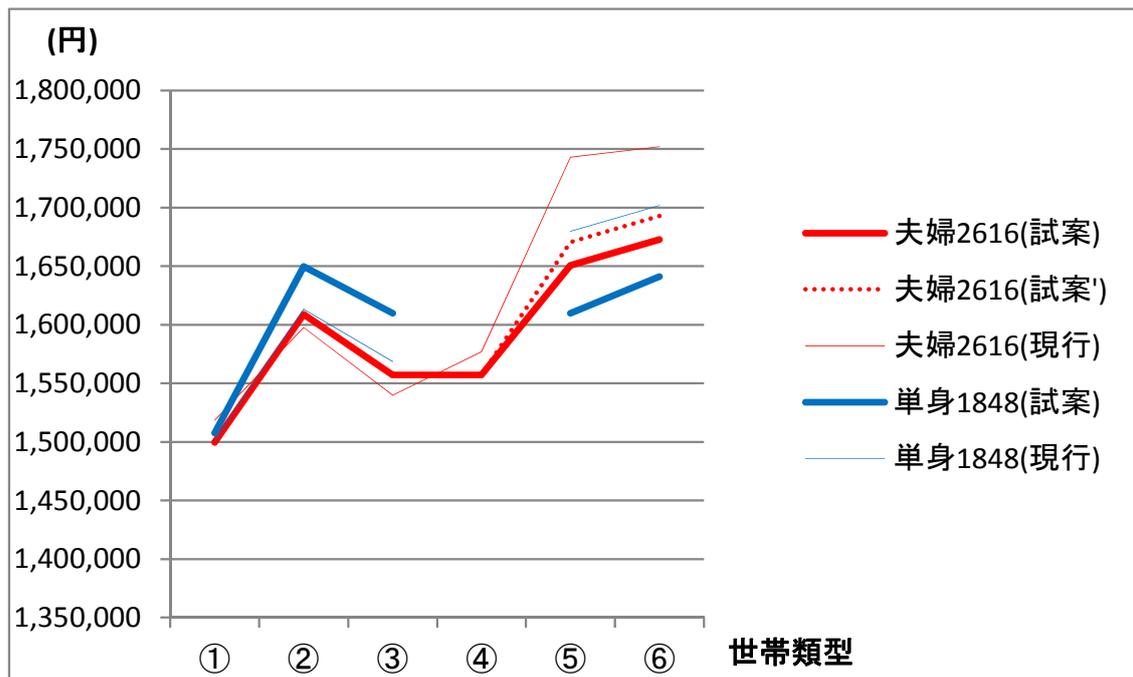
(iii) により、現行制度では、収入の種類が給与から公的年金に変化することによる負担軽減効果（赤細線の③→④の変化、青細線の③→⑤の変化）が有るが、試案では、そのような効果は無いので、(ii) の軽減効果（赤太線の④→⑤の変化）を享受できる夫婦世帯と異なり、単身世帯は年金受給開始後も負担は変わらない（青太線において③=⑤）。

また、図表19における夫婦世帯の配偶者のように全期間第3号被保険者で満額の老基を受給している場合には、試案では、(iv) により家族加算の上限が0となることが、現行制度より負担額が大きくなる一因となっている（家族加算の上限調整を行わない場合は赤点線の⑤～⑥のとおりであり、収入が夫婦世帯の7割程度しかない同年齢の単身者の負担と同程度まで小さくなる）。

次に、各世帯類型の生活水準を比較する。世帯人員数の差は「等価可処分所得⁶」の方法により調整した。その結果を図表21に示す。

⁶ 世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割った値：OECDの相対的貧困率の作成に用いられる方法であり、当該世帯における各人の生活水準を単身世帯の可処分所得に換算したものと見做される。

図表 21 「標準的な厚生年金」相当額の収入がある世帯における等価可処分所得



注 1) 凡例名中の数値は世帯収入 (千円)

注 2) 「試案'」は、「家族加算」の上限を 33 万円で固定し、第 3 号被保険者期間分の老基額による上限調整を行わない場合。

注 3) ①～⑥の順は概ねライフサイクルの進行順 (①～②は 64 歳で給与収入、③は 65 歳で給与収入、④は 65 歳で夫のみ老齢年金収入のある夫婦、⑤は 65 歳・⑥は 75 歳で老齢年金収入)。それぞれの詳細については 7.1 節本文参照。

上述のように、現行制度においては年金分化による負担軽減効果 (赤細線の④→⑤の変化) が大きいため、年金受給夫婦世帯の生活水準が最も高くなっている (赤細線の⑤～⑥)。同等の年金保険料を負担した単身者の生活水準と比べても、夫婦世帯においては単身世帯より生活水準が若干高く (図表 21 の⑤～⑥の間で赤細線が青細線を上回っている)、しかも、その水準を 2 人が享受していることになる。

試案においても年金分化の影響は大きいですが、現行制度に比べれば単身世帯との格差 (図表 21 の⑤～⑥の間の赤太線と青太線の差) は多少抑制されている (⑤における格差: 63→41 千円、⑥における格差: 50→32 千円)。もっとも、この格差の抑制は家族加算の上限調整の効果である。もし上限調整が無ければ夫婦世帯の生活水準は赤点線の⑤～⑥となり、単身世帯との格差は現行制度と同程度となる (⑤における格差: 63→61 千円、⑥における格差: 50→52 千円)。

現行制度でも試案でも年金分化による負担軽減効果が大きいため、同等の年金保険料を負担したにもかかわらず、夫婦世帯の方が単身世帯よりも生活水準が高くなるという格差が発生するが、この格差を抑制するためにも家族加算に上限調整は必要である。

7.2 「標準的な厚生年金」の夫死亡の場合の遺族年金等相当額の収入がある単身世帯の場合

本項では、「標準的な厚生年金」が前提とする専業主婦夫婦世帯の夫が死亡して単身者となった遺族たる妻、及び当該妻が受給する遺族年金等の額 (遺族厚生年金 810 千円 (= 1,080 × (3/4) 万円 = 夫の老齢厚生年金相当額 × 3/4) と妻本人の老基 768 千円を合わせた 1,578 千円) 相当の収入のある単身者について、年齢や収入の種類をコントロールして公租公課

の状況を分析する。

実際の試算は、遺族たる妻のライフサイクルの各ステージ、及びそれらに対応する(元)勤労者である単身者をイメージし、以下に掲げるそれぞれ3通りの世帯類型について行った。ただし、小野(2016)では64歳の類型の収入額については、妻が老基受給開始前の遺族年金の額(1,386千円)を前提としていたが、本稿では年齢に伴う公租公課の制度の変化にかかる影響を見るため、年齢によらず収入額を1,578千円で固定している。

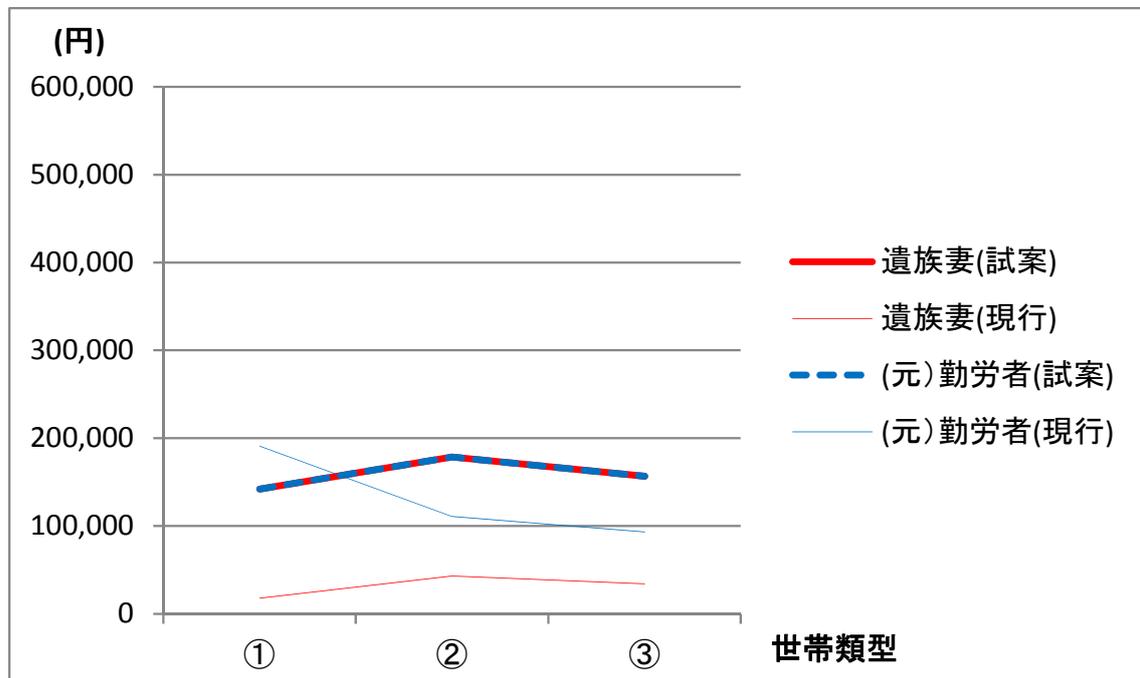
遺族たる妻については

- ①遺族たる妻(遺族年金:1,578千円)64歳(国保加入)
- ②遺族たる妻(遺族年金:810千円、老基:768千円、計:1,578千円)65歳(国保加入)
- ③遺族たる妻(〃)75歳(後期加入)

(元)勤労者については

- ①勤労者(給与:1,578千円)64歳(国保加入)
- ②元勤労者(老齢年金:1,578千円)65歳(国保加入)
- ③元勤労者(〃)75歳(後期加入)

図表 22 「標準的な厚生年金」の夫死亡の場合の遺族年金等相当額の収入(1,578千円)がある単身世帯の公租公課



注) ①~③の順は概ねライフサイクルの進行順(①は64歳、②は65歳、③は75歳、(元)勤労者の①を除き公的年金収入)。それぞれの詳細については7.2節本文参照。

公租公課の試算結果は図表22の通りであり、①~③の間で世帯収入に変化はないにもかかわらず、ライフサイクルの進行等により公租公課の額が変化する。

また、現行制度では、収入が同じでも、非課税所得である遺族年金を受給する遺族たる

妻と課税所得（給与、または老齢年金）を得ている（元）勤労者では、公租公課の負担に格差がある（青／赤細線）。

64歳時点の比較（①）では、両者には17万円を超える差があり、65～75歳時点の比較（②～③）では、（元）勤労者が老齢年金受給者となり給与所得控除より寛大な公的年金等控除を利用できることから格差は縮小するものの、なお6～7万円程度の格差が存在している。

試算では、収入の種類（給与・老齢年金・遺族年金）によらず、実収入はすべて原則課税や賦課の対象なので、いずれの年齢（①～③）でみても両者の公租公課額は同じになり（青破線／赤太線）、格差は解消されている。なお、①より②～③の方が大きくなっているのは、65歳到達により介護保険料（第1号被保険者分）が発生するためであるが、いずれにせよ現行制度での勤労者の負担額（19万円：青細線の①）は下回っている。

8 「配偶者（特別）控除」と「家族加算」

政府税制調査会では「専業主婦らを優遇する配偶者控除の見直しなどを中心に議論」⁷ということなので、特に本節を設け、現行の「配偶者（特別）控除」と、それも踏まえて試算で設定した「家族加算」との異同について説明する。

現行制度では、配偶者が控除対象配偶者に該当するかしないかにより、配偶者控除か配偶者特別控除のいずれかが適用されるが、「家族加算」は両者を統合したものに概ね相当し、有配偶者への配慮を行うことには変わりはない。

また、いわゆる「103万円の壁」への対応についても、現行制度では、配偶者控除が生む「壁」を配偶者特別控除が均している一方、「家族加算」は初めから「均し」機能を内包しており、「壁」問題への配慮があることにも変わりがない。

差異は、（i）夫婦のそれぞれが控除対象配偶者である場合には互いに配偶者控除を利用できるが⁸、家族加算は一方に限定される、（ii）配偶者（特別）控除は配偶者の合計所得金額を基礎に本人の控除額が決まるが、家族加算は配偶者の実収入が最低生活費相当額を下回る場合にその下回る額を基礎に本人の最低生活費相当額への加算額が決まる、という点である。また、配偶者（特別）控除は本人に適用される税率が高いほど税の軽減幅が大きくなることが問題であるとの批判があるが、試算の「実収入＋最低生活費相当額等免税方式」の下での家族加算による軽減幅は本人の実収入によらず一定であり、批判のある「問題」は解消されている。

なお、家族加算の上限額は最低生活費相当額を基礎に一定の関係式で定めており、趣旨も明確なので、最低生活費相当額が消費者物価に連動すべきものならば、家族加算の額も同様であり、現行制度では配偶者（特別）控除の額を法定しているが、これに代えて消費者物価へのインデクセーションを政令に委ね、経済環境の変化に合わせた自動調整機能を持たせることも一考に値するだろう。

家族加算 = Σ 本人以外の世帯員_iの実収入が最低生活費相当額（経過的加算額含む）を下

⁷ 日本経済新聞記事「所得税改革、答申見送り 政府税調 参院選後に議論棚上げ」2016年5月17日

⁸ 配偶者特別控除については夫婦のうち一方に限定されている（所得税法§83の2②）が、配偶者控除については限定が無い（同§83）。

回る場合、その下回る額

家族加算の上限額

＝最低生活費相当額（経過的加算額を含まず）×（本人及び家族加算の対象となる世帯員数の平方根－1）－A

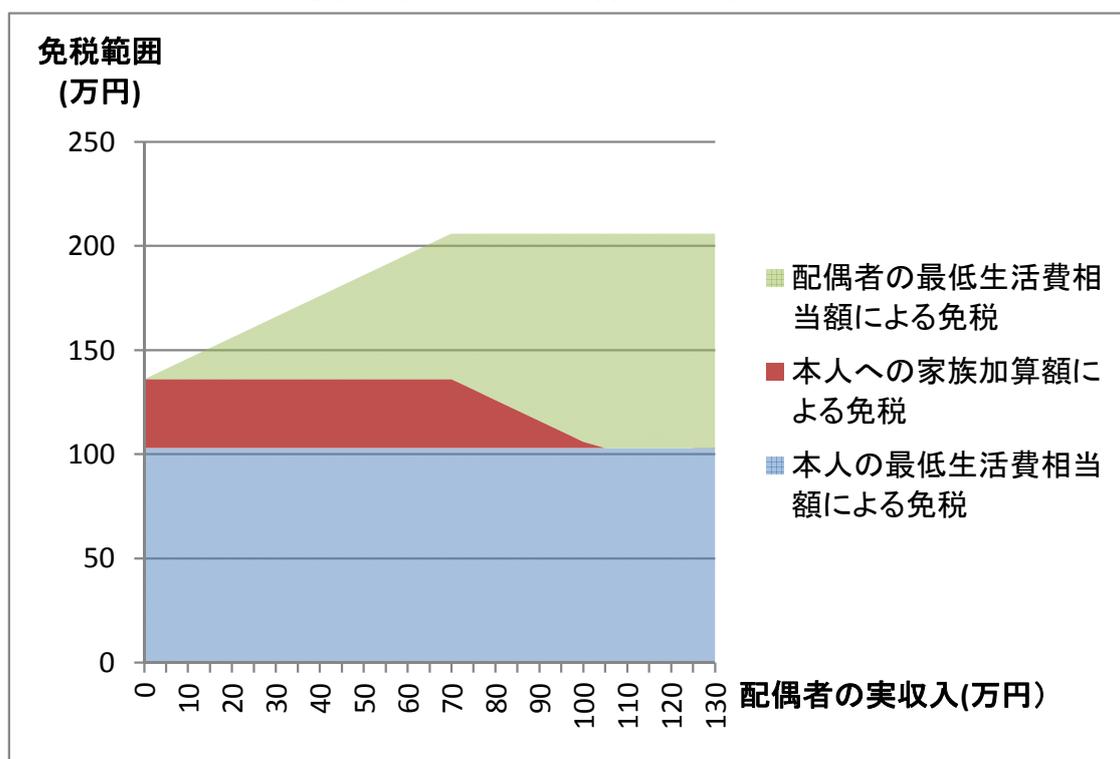
A＝家族加算の対象となる世帯員の存在を原因とする社会保障給付であって、当該世帯員の拠出によらない部分相当額（第3号被保険者期間に対応する基礎年金額、等）

※本人及びその家族加算の対象となる世帯員は、その他の居住者の家族加算の対象となることはできない。

※上限額の趣旨：本人及びその家族加算の対象となる世帯員が、全体として等価可処分所得の意味で最低生活費相当額的生活水準を享受するために必要な額に限定。

※上限額調整（A）の趣旨：公租と社会保障給付による2重の保護を排するための調整。

図表 23 配偶者の実収入別にみた夫婦世帯の実収入のうちの最低生活費相当額及び家族加算額により所得税が免税となる範囲



注1) 所得税の、最低生活費相当額：103万円（本来額：80万円＋経過的加算額：23万円）、家族加算の上限額：33万円

注2) 本人の実収入が136万円（＝103＋33）を超えている場合

注3) 夫婦世帯の実収入のうち最低生活費相当額として免税となる範囲は、136万円（配偶者の実収入＝0）～206万円（配偶者の実収入≥70万円）、となる

9 結語

本稿は、小野（2016）が問題とした「負担の格差や非連続的な変化」等へ対応した公租公課制度の具体化が可能かどうかを確認するため、一つの試案を設定して各種の試算を行い、その効果を検証したものである。

その結果、試案の下では、全体的な負担水準は現行制度から大きく変わることなく、世

帯類型間における負担水準格差が縮小するとともに、世帯収入増に伴う負担急増ポイントが解消されていることを確認できた。前者は、現行の「所得＋各種所得控除方式」を「実収入＋最低生活費相当額等免税方式」へ組みかえた結果、世帯における収入構造の差異による影響を限定できたからであり、後者は、収入増に伴い段階的に負担が増加する要素を排し連続的に増加するような仕組みに組みかえたからである。ちなみに、これらの組みかえにより、試算における制度の仕組みは全体として現行より大幅に簡素なものとなっている。

また、公租と社会保障給付による2重の保護を排する仕組みも取り入れ、両者が複合して過剰な保護となることを抑制する効果も確認できた。

以上から、小野（2016）が問題とした「負担の格差や非連続的な変化等」への公租公課側からの対応として、試算は一つの解であることを確認できた。

もっとも、本稿で試算の対象とした収入は、公的年金及び給与のみであり、他の種類の収入については考慮しておらず、また、38の世帯類型を設定して検証したものの、すべての世帯を網羅している訳でもない。このように限られた範囲のものではあるものの、本稿における検討が公租公課のあるべき姿に関する議論の一助となれば、望外の喜びである。

なお、公租公課の現状評価やその在り方の見直しに当たっては、本稿で行ったような様々な世帯類型に関する一体的な世帯単位の試算が示されるべきであると考え。納税者は生活者でもあり、公租公課についての究極的な関心は、賦課額が公平で納得できるものなのか、あるいは制度改正でそうなるのか、また自身の属する世帯の可処分所得や生活水準が他の世帯類型に比べてどうなのか、あるいは制度改正でどう変化するかにあって、現行の公租公課の仕組みや制度改正の趣旨・概念にはないと思われるからである。

特に、配偶者（特別）控除については、その趣旨が本人以外の家族の存在に対する配慮であるならば、その趣旨からしても世帯単位での検討が必要だろうし、公平性の観点からは同控除の恩恵を受けない単身世帯等との比較検討や影響度合が異なる給与収入世帯と年金収入世帯との比較検討も必要だろう。また、同控除の見直し内容によっては、関連して控除対象配偶者の定義や個人住民税の人的非課税範囲の見直しも必要となる可能性があり、さらには同控除の額も議論となるのであれば、他の人的控除の額とのバランスはもちろん、給与所得控除や公的年金等控除額の議論にも波及するであろう。また、それらの影響は互いに複合し、トータルな影響の程度も世帯類型により異なるので、様々な世帯類型についての総合的で一体的な（少なくとも所得税及び個人住民税を一体で）世帯単位でみた見直し前後の試算が示されることは必須であると考え。

【謝辞】

本稿を準備する過程で（公財）年金シニアプラン総合研究機構の西村周三・福山圭一・高山憲之・樺山和也・杉田健の各氏から貴重かつ有益なコメントとご助言を頂戴した。心より感謝申し上げます。

【お断り】

本稿は筆者個人の調査や試算に基づき、（公財）年金シニアプラン総合研究機構所属中に執筆したものである。また、本稿中、意見に関わる部分および、あり得べき誤りは筆者個

人に帰属し、筆者の過去又は現在の所属組織とは無関係である。

参考文献

小野暁史（2016）、「高齢者世帯における医療・介護等を含む公租公課の状況」『年金研究』
No.2、（公財）年金シニアプラン総合研究機構。

松岡章夫ほか（2014）『所得税・個人住民税ガイドブック 平成26年12月改訂』大蔵財務
協会。

【付表】

付表1 公租公課の試案と現行制度の比較

		試案	現行制度
所得税	課税ベース (収入の種類による差異)	実収入＝収入－必要経費実額(税以外の公課も含む) 無	総所得金額等－各種所得控除 有(給与所得控除額≠公的年金等控除額、等)
	税率	累進税率(3.8155%,8.0201%,…) ※単身給与収入の場合の税額が現行と同程度になるよう再設定、具体的には付表2参照	累進税率(5%,10%,…)
	最低生活費相当額等への配慮	最低生活費相当額等部分について課税免除 最低生活費相当額(80万円)、経過的加算額(23万円)、家族加算(加算対象の家族が1名の場合:33～0万円)、等 →単身の場合、実収入のうち103万円以下の部分は課税免除	各種控除後の所得に対し課税 給与所得控除(65万円～)、基礎控除(38万円)、配偶者控除(48,38万円)、配偶者特別控除(38～0万円)、等 →単身で給与収入が103万円以下の場合、所得税が賦課されない
	均等割	5,000円(人的非課税措置無)	5,000円(人的非課税措置有)
個人住民税	課税ベース	所得税に同じ	所得税に同じ(ただし、各種控除の額は異なることがある)
	税率	定率(7.6833%) ※単身給与収入(100～400万円)の場合の所得割額が現行と同程度になるよう再設定	定率(10%)
	最低生活費相当額等への配慮	所得税に同じ(ただし経過的加算額は20万円) →単身の場合、実収入のうち100万円以下の部分は課税免除	各種控除に加え、人的非課税措置あり →単身で給与収入が100万円以下の場合、所得割が賦課されない
	均等割	5,000円(人的非課税措置無)	5,000円(人的非課税措置有)
後期	賦課ベース (収入の種類による相違)	実収入＝収入－必要経費実額	旧ただし書き所得(＝総所得金額－基礎控除)
	保険料率	定率(4.28%) ※収入中立となるよう再設定	定率(8.88%)
	最低生活費相当額等への配慮	最低生活費相当額等部分について賦課免除 最低生活費相当額(80万円)、経過的加算額(18万円) →実収入のうち98万円以下の部分は賦課免除	各種控除後の所得に対し賦課 給与所得控除(65万円～)、公的年金等控除、基礎控除(33万円) →給与収入が98万円以下の場合には所得割が賦課されない
	均等割	13,494円(＝現行均等割額(44,980円)を最大限(本則7割)軽減したもので、原則軽減無)	44,980円(世帯計の総所得金額等と世帯人員数により軽減(最大本則で7割、特例で9割)される)
国保	賦課ベース	後期に同じ	同左
	保険料率	定率(医療:6.39%、後期:1.99%、介護:2.10%) ※収入中立となるよう再設定	定率(医療:6.45%、後期:1.98%、介護:1.49%)
	最低生活費相当額等への配慮	後期に同じ	同左
	均等割	医療:10,170円、後期:3,240円、介護:4,410円 (＝現行均等割額を最大限(7割)軽減したもので、原則軽減無)	医療:33,900円、後期:10,800円、介護:14,700円(世帯計の総所得金額と世帯人員数により軽減(最大7割)される)
介護	賦課ベース	後期に同じ	本人及び世帯の住民税課税状況等による段階別の定額保険料:第1段階(世帯非課税かつ本人年金収入等80万円以下、等)～第9段階
	保険料率	定率(3.65%) ※収入中立となるよう再設定	
	最低生活費相当額等への配慮	最低生活費相当額(80万円) →実収入のうち80万円以下の部分は所得割を賦課免除	
	均等割	29,776円(＝現行第1段階保険料)	

注1)「収入中立」とは、収入総額が同等であることをいう。ただし、試案における「総額」は、小野(2016)における各試算結果に対応する世帯が1世帯ずつ存在すると仮定して求めたものであり、これに基づき算定した「試案」の「保険料率」を実際に適用しても「収入中立」になるとは限らない。

注2)表中にない、復興特別所得税、被用者保険、国民年金については、現行制度からの変更は無い。

付表2 所得税率（現行制度/試案）

給与収入			税率		(A)における税額	
(A)		(B)	現行制度	試案	現行制度	試案
	～	3,587,999	5%	3.8155%		
3,588,000	～	5,279,999	10%	8.0201%	97,600	97,600
5,280,000	～	9,478,888	20%	17.3720%	233,300	233,301
9,478,889	～	11,664,210	23%	21.5803%	962,730	962,732
11,664,211	～	20,830,999	33%	32.4003%	1,434,330	1,434,331
20,831,000	～		40%	40.0000%	4,404,400	4,404,398

注1)「税率」(試案)は、単身給与収入の場合の税率が累進するポイント(A)における税額が、現行制度(平成26年中の収入に対するもの)と同等となるよう、再設定した。

注2)「税額」(現行制度)は、「給与収入」額に対応する給与所得から基礎控除(38万円)のみを差し引いたものを課税所得金額として算出。

注3)「税額」(試案)は、最低生活費相当額等を103万円、社会保険料等の必要経費実額を0円として算出。